

令和6年12月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和6年12月13日（金）

令和6年12月17日（火）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和6年12月13日（金）	7 頁
令和6年12月17日（火）	85 頁

令和6年12月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	12月13日（金）	<p>審査日程の決定</p> <p>スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査 議案乙第32号、議案甲第38号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課、健康増進課、こども育成課）審査 議案乙第32号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（健康増進課） 第4期うららトス21プランについて 〔報告、質疑〕</p> <p>教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）審査 議案乙第32号、議案甲第41号～第43号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（学校給食課） 学校給食費の改定について 〔報告、質疑〕</p> <p>報告（教育総務課） 鳥栖中学校の雨漏りについて 〔報告、質疑〕</p>
第2日	12月17日（火）	<p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第32号、議案甲第38号・第41号～第43号 〔総括、採決〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年12月13日付託]

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)	[可決]
議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第41号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第42号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第43号工事請負契約の締結について	[可決]

[令和6年12月17日 委員会議決]

2 報 告

第4期うららトス21プランについて(健康増進課)

学校給食費の改定について(学校給食課)

鳥栖中学校の雨漏りについて(教育総務課)

令和6年12月13日（金）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いつみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一
スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子
文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 久保山智博

教育長 佐々木英利
教育部長 姉川勝之
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子
教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子
学校教育課長 井手崇雄
学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道
学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美
学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕
学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 岡本澄久
教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課図書係長 中溝雄二
生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）審査

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課、健康増進課、こども育成課）審査

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

報告（健康増進課）

第4期うららトス21プランについて

〔報告、質疑〕

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）審査

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第41号工事請負契約の締結について

議案甲第42号工事請負契約の締結について

議案甲第43号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

報告（学校給食課）

学校給食費の改定について

〔報告、質疑〕

報告（教育総務課）

鳥栖中学校の雨漏りについて

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時25分開会

樋口伸一郎委員長

ただいまから、令和6年12月定例会の文教厚生常任委員会を開きます。

oo

審査日程の決定

樋口伸一郎委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託議案は乙議案1件、甲議案4件となっております。審査日程については、本日13日にスポーツ文化部、健康福祉みらい部、教育部の順に関連議案の審査を行います。来週16日は予備日として、17日に現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、審査の進み具合によっては、日程の変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

審査日程については以上のとおり決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

御説明いたしますが、現在のところ候補地はまだ決めておりません。御希望があれば本日の委員会審査終了までに私まで御連絡をお願いしたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩



午前10時29分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



スポーツ文化部（スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課）

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

樋口伸一郎委員長

これより、スポーツ文化部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

委員会審査の前に一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます一般会計補正予算（第6号）のスポーツ文化部関連の予算につきましては、人件費及び市民文化会館の昇降機新設に要する経費の補正が主なものでございます。

また、3事業におきまして繰越明許費を設定いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

よろしく御審議お願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）につきまして、スポーツ文化部関係の主なものについて、文教厚生常任委員会資料により説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。初めに歳入について説明申し上げます。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節5保健体育費県補助金のSAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金及びSAGA2024市町運

営費補助金につきましては、本年開催いたしました国スポのリハーサル大会及び本大会の開催経費に対して、県から交付されるものでございますが、歳出経費の減額により、補助金額も減額するものでございます。内容の詳細につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、款23市債、項1市債、目7教育債、節3社会教育債につきましては、後ほど歳出で御説明いたします昇降機設置事業の工事費に対するものでございます。

3ページを御覧ください。続きまして、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では佐賀県人事委員会勧告に基づく給料月額の上上げ、期末勤勉手当の上上げなどによる、給与改正及び人事異動等を伴う補正となっており、職員の給料、手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費について補正を行っております。

この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節1報酬から節4共済費につきましては、人事院勧告による給与改定及び人事異動に伴う文化芸術振興課職員10名及び市民文化会館における会計年度任用職員2名分の補正でございます。

節10需用費につきましては、ガスや電気料金などの不足に伴う補正でございます。

節12委託料及び節14工事請負費の市民文化会館改修工事費につきましては、6ページを御覧ください。これまで、大ホール側の2階、3階の諸室利用につきましては、階段のみでしたので高齢者の利用や大きな楽器の持ち運びが困難な状況でございました。エレベーターの設置により、幅広い方に2階、3階の諸室を御利用いただけたと思います。また、大ホール舞台裏廊下2階は小ホール舞台に通じておりまして、数段の階段がございますので、階段昇降機を設置することによって、車椅子利用者の方々などが小ホール舞台に登壇できるよう動線を確認してまいりたいと考えております。

3ページにお戻りください。市民文化会館営繕工事費につきましては、アスベスト関連の工事に伴う増額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市職員の給与が準用しております文化事業協会の人件費分の増額改定に伴うものでございます。

次に、目7定住・交流センター費の節1報酬及び節3職員手当等につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7名分の補正でございます。

節10需用費につきましては、電気料金などの不足に伴う補正でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費につきまして御説明いたします。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員合計25人分の給与改定及び人事異動に伴うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、市スポーツ協会事務局で雇用している職員の給与に関し、市の会計年度任用職員の給与を準用しており、同協会への補助金を増額するものでございます。

目3体育施設費について御説明いたします。

節1報酬及び節3職員手当につきましては、体育施設における会計年度任用職員21人分の給与改定に伴うものでございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節18負担金、補助及び交付金のSAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。当初予算では国スポ本大会期間中に皇族方がお見えになる行幸啓・お成りの事業費も予算計上しておりましたが、鳥栖市では行幸啓・お成りは実施されませんでしたので、その分の事業費を減額補正したものでございます。また、この12月補正予算編成時に大会が終了していた高校野球軟式競技のリハーサル大会及びデモンストレーションスポーツの運営経費の予算残なども減額補正いたしております。その他の競技につきましては、補助金申請も含めまして、現在精査中でございますので、3月補正で対応いたします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

引き続き、令和6年度繰越明許費について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修事業につきましては、歳出で御説明いたしました、昇降機設置工事が令和7年度に及びますため、繰越しをお願いするものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5保健体育費の地域交流推進事業につきましては、SAGA久光スプリングスホームゲームにおける冠大会パートナー協賛等事業におきまして、ホームゲーム最終戦が4月まで開催される日程となったため、また、スタジアム改修事業につきましては、メインスタンド屋根の改修ですが、SAGA2024国スポ・全障スポ開催に伴い、工期が確保できず、年度内の事業完了が困難なため、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

文化会館の改修工事の件について、確認も含めて御質問させていただきます。

まず、昇降機の設置については設計に入ったのが1年前か2年前か記憶がないので定かじゃないけれども、設計から今回の工事の支出までの経緯をもう一回説明してもらってもよろしいですか。どこかで設計の見直しとか予算を見直した経緯があったような気がするんで、全体の流れが分かれば教えていただければと思います。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今回の昇降機設置に関します設計業務委託料につきましては、令和6年度当初予算に計上させていただいております。設計をしていただいたところでございます。

これまで、エレベーターの設置は構造上難しいということで、数年前から御説明を差し上げていたかと思っております。エレベーターの設置となりますと、もともと、構造計算だけでも高額な費用がかかりますので、結果、設置できない可能性もあるため、構造上難しいという答弁をしてまいりました。

平成30年度に策定した鳥栖市公共施設長寿命化計画に基づきまして、市民文化会館の計画的な改修を行っている過程で2階と3階の諸室の利用が高齢者には厳しいということで、外づけエレベーターなどの検討をしておりました。その中で、耐震工事を行った際の設計業者に改めて確認しましたところ、今回の場所であればエレベーターの設置が可能という回答が得られましたので、令和6年度当初に設計費を上げまして、今回工事費を上げさせていただいているという経緯でございます。

中川原豊志委員

令和6年度の当初に設計を出して、そのときに見直しか何かなかったですか。ちょっと記憶にあるような――ここでは無理だから見直しが必要とか。もしくは入札不調になったとか。そういうことってありませんでしたか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

設計業務の入札の際にメールの誤送信がございましたが……。

石丸健一スポーツ文化部長

メールの誤送信がありまして、入札を一度やめまして、改めて入札をさせていただいてお

ります。幸いなことに工期は間に合うということにはなりました。

以上です。

中川原豊志委員

言いつらいことを言わせたかな。何かあったような気がして、何やったかなと思ったんですけど。改めて入札をして、今のところで大丈夫ということで入札していただいたんでしょうけれども。今回の昇降機の工事または階段昇降機の設置に向けて、会館使用に対して何らかの不具合というか、利用者の使いづらさとか、そういった規制が発生するののかも確認させてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

工事期間につきましては、音が出る工事が想定されますので、全館貸し止めを行う予定でございます。現在のところ令和7年4月から10月まで貸し止めを行いまして、エレベーター設置工事等を行う予定でございます。

中川原豊志委員

貸し止めが約半年で、本館並びに階段昇降機については、小ホールも一部入るのかなと思いますが、小ホールの貸し止めも必要になってくるのか、改めて確認をお願いします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

小ホール側につきましては、エレベーターの設置場所が大ホール側であるため、工事の進捗状況におきましては、小ホール側は早めに貸し館を再開する予定でございます。

現時点では令和7年10月中旬までの小ホール側の貸し止めということで計画をいたしております。

中川原豊志委員

階段昇降機については以前から計画にあったのか定かじゃないんですが、階段昇降機をつける経緯についても教えていただけませんか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

当初は大ホール側にエレベーターがないということで、2階、3階の諸室利用の促進を図るために計画をしておりましたところ、舞台裏の廊下が2階部分につきまして、数段の段差解消をすれば、車椅子の方も小ホール側の舞台に登壇できるということで、階段昇降機の設置をして、小ホール側の舞台に登壇できる動線を確保することにいたしました。

現時点で小ホール側には車椅子の方が舞台上がる動線がございませんので、例えば、車椅子の方が講師として登壇される場合は、開演前に、舞台から車椅子に乗られている方と車椅子を数人で舞台に上げて、舞台裏に待機していただくということしかできませんので、今回、階段昇降機をつけることによって、車椅子の方も車椅子でない方と同じように登壇でき

るように動線を確保するものとしたものでございます。

中川原豊志委員

別にあったほうがいいと思いますんで、それは全然つけてもらって構いません。

ただ、当初の設計費の中にそれも含まれていたのか。また、工事請負費の予算の中に階段昇降機の方でも工事費として含まれた予算の中で執行できているのか。その辺だけ最後に確認をさせてください。

石丸健一スポーツ文化部長

今回の大規模改修は、もともと文化会館の長寿命化を図る工事を計画しておりました。

先ほど出てきた昇降機については、設置できないと聞いていたのが、設置できるという話が出てきたので、市長から、貸し止め期間で工事をするようにという御指示がありました。

ですので急遽、エレベーターの分を追加して、予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

昇降機の方を予算計上していたんだけど、階段昇降機の部分まで当初から予算組みしていたのかという確認です。

石丸健一スポーツ文化部長

設計の段階から、俗に言うエレベーターと階段昇降機の方はセットで考えておりましたので、設計、工事ともセットで計上させていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

階段昇降機はもう私が10年来——その時は駄目と、難しいと。さっきその説明を簡単に言われましたけど、よかったと思っております。

ただ、予算の上げ方で、先ほど市長から一緒にしないかじゃないけど、そういう話で急遽という説明があったような感じがしますけど。

12月補正でされるっていうところが、経緯については、当初からって言われたでしょう。そのところで、補正でしか駄目だったのか。本来はセットすべきじゃなかったかなっていう感じがしないでもないんですが。

石丸健一スポーツ文化部長

まず、実施設計を前年度に行って、翌年度に工事の予算を計上させていただくというのが

通常のパターンでございます。ただ、そういうことになると、令和7年度の予算計上になりまして、会館を閉める期間内に工事を完了することが難しくなりますので、今回、設計を急いでいただいて、その期間内に工事が終わるような形で、12月補正に計上させていただいたものでございます。

以上です。

成富牧男委員

今の説明で分からないことはないですけど、もうちょっと計画的にやりたかったと思います。それと、どこかで聞いたかと思いますが、補正で上げて同時に――例えば、今回も12月に繰越明許費で出てくるでしょう。繰越明許の理由はどういうものがありましたか。これは勉強のために聞いています。

石丸健一スポーツ文化部長

本来は年度間で終わることが基本となっておりますけれども、工事の内容とそれから業務の内容等によっては年度内に完了することが困難であることが分かっている場合、そうしないと契約自体が3月までしかできませんので、それを翌年度以降、契約をするためには明許繰越しの設定が必要となってきますので、今回そのようにさせていただいております。

成富牧男委員

今の説明を聞いて私が勘違いしているところがあったと思ったんですけど。要は予算を上げて、建前的に年度内に終わるつもりが、何かの理由で終わらなくなった。繰越明許の理由は、一般的にどういうふうに説明されますか。

石丸健一スポーツ文化部長

2つあります。1つは基本バージョンで、3月31日の年度末までに終わるということで予算措置、それから契約を行っておいた案件が、何らかの事情で工期が遅れる場合、それが分かった時点で明許繰越しを設定いたしまして、変更契約をするという形になります。

それからもう一つのパターンは、今回のように最初から工期がもう年度内に終わることが困難という場合は予算計上と同時に明許繰越しを設定させていただいておることになります。

成富牧男委員

それで使えない期間があるということは分かりましたけど、最終的にエレベーターのところが使えるようになるのはいつですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和7年11月以降になります。

成富牧男委員

分かりました。ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

西依義規委員

4 ページの市スポーツ協会の補助金で、47万円が人件費と御説明いただきましたけど、全部人件費ですか。具体的に、この方の労働日、労働時間はどれぐらいなのか。基本給は月給なのか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの方につきましては、月曜日から金曜日までのフルタイムでの勤務となっております。こちらの補正につきましては、全て人件費に係る分での補正となっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

3 か月分ってことですか。

小川智裕スポーツ振興課長

今回の給料改正に伴いまして月例給が上がっております。毎月の月例給——4月からの部分ですね——そちらの分と、あと期末勤勉手当の支給率が見直しになっておりますので、その分が増額補正となっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

具体的に教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

月例給の賃金が今回の分で行きますと28万5,000円程度アップとなっております。(発言する者あり)

年間です。「遡るということ」と呼ぶ者あり)

遡及しますので、4月からの分の給与になっております。今回こちらの金額と、あと賞与が13万円ぐらい増額になっておりまして、合計の金額になっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

ここに税金を投入する理由は市役所的にはどういうふうに整理されていますか。

石丸健一スポーツ文化部長

これはスポーツ振興課だけでなく、文化芸術振興課もそうですし、そのほかのところも

ありますけれども、市の役割を一定担っていただいている、そういう団体については、人件費の補助をするということで、補助的な役割を担っていただくということで補助させていただいておるところでございます。

西依義規委員

例えば、その組織が外部のチェックとか、きれいに循環しているとか、そういったものが入っているならいいですけど、これは一般の社団法人でも財団法人でもないでしょう。要は、法人格を持たない任意の団体でしょう。言っちゃいかんけど、我々にとってはどこで何をしているのか分からんわけ。例えば、ここの公表の義務とかはあるんですか。ホームページを見れば分かるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

市スポーツ協会の事務局長は、スポーツ振興課長が担っておりまして、中に市のほうも一緒に入っているような形にはなっておりますので、お金の使い道とか事業の進捗内容については市も十分チェックしておる状況になっております。

以上でございます。

西依義規委員

県内を見ていたら、一般財団法人と一般社団法人と何も取られていないところの3種類あったんです。鳥栖市は何も取られていないということなんで、法人格を取られているところと取られていないところの違いはよく分かりませんが、やっぱりそういう公益性とかは——もちろん社協さんとか商工会議所さんに払うのは信用するというか……、やっぱり何も冠がついていない団体をもちろん信じてくださいって言われても、なかなかどうなのかなって、私は外から見て思うんで。

今後、そういったものも検討しながら——もちろん公なことをされているのは分かります。ただ、組織内とか風通しのよさとか、やっぱり何年かに1回はしっかり整理せんと、組織って鈍化するんで。ぜひ、そういったものも検討していただくといいのかなと思いますんで、これは意見で言わせてもらいます。

もう一個、繰越明許費でスタジアム改修は屋根のやつって言っていたんですけど、一般質問でもあったんですけど、サガン・ドリームさんがシートを改修しているじゃないですか。前々から思うんですけど、それは鳥栖市の仕事かなと思うんですよ。で、スタジアム改修事業と載っているんで、今後のスケジュール、ここ5年とか3年とかで何かあるのであれば、ここをこうやってするというのを教えていただくとありがたいんですけど。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

御質問のスタジアムの改修の今後の計画ですが、令和7年度、8年度にかけて電気設備の

改修、大本のキュービクル、そちらの受変電設備の改修、これが結構金額がかかりますので、その改修を2年間で計画をしています。その後に予定されているのがスタジアムの建物の内装です。内装の改修が計画は令和7年度、8年度、9年度で今、計画で上がっているが主にこの3項目です。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、シートは全部もうサガン・ドリームさんに今後もお願いしているってことですか。2,000席の次は分からないですけど、全部で2万席にはならないでしょう。それはもうサガン・ドリームさんの改修計画に、おんぶにだっこで鳥栖市は何も手を出さずにとのことですか。

石丸健一スポーツ文化部長

シートについてはここ5年とかで改修の予定はございませんでした。当然、シートの劣化は出てきていますけれども、すぐに改修しなければいけない状況ではございませんので、市としては、その後、中期ではなくて、長期的な改修になるものと思っておりましたけれども、サガン・ドリームさんのほうはシートをどうしても早く改修したいというお気持ちがありましたので、今のような形になっておることでございます。

西依義規委員

お互い、ウィン・ウィンじゃないけど、ちゃんと話し合っ、市役所がもう絶対譲らんじゃなくて、今後もうまくやっていったほうがいいと思うんで、その辺の交渉は随時していただきたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

補正予算の中に上がっていないんで、確認ですけれども、スタジアムを含め、まずスポーツ施設の使用料、それから文化施設の使用料等について、例えば、当初予算を上げとって、現在、大幅に増加しているとか、減少しているとかがあるならば、早め早めに上げたらいんじゃないかなと思うんですが、12月に上げる分はないのか。3月の年度末にその辺の使用料の変更については補正を上げるのか、その辺の考え方と状況を教えてくださいませんか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

体育施設の使用料に関しましては、12月時点では現状、例年とさほど変わっていないと思っておりますが、スタジアムに関しましては、昨年度使用料の改正をさせていただいています。

あくまでも見込みですけど、令和6年度につきましては、令和5年度と比べましてスタジ

アム使用料の施設使用料につきましては、多少減るのかなというような感触は持っているところでございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化施設につきましては、昨年ホールの使用料について細分化を行いましたので、11月時点でその細分化した使用料でお借りになった団体数と細分化したことによって減額となった使用料の分の算出まではしておりますが、全体的な使用料の補正額については現時点では検討しておりません。

中川原豊志委員

言いたいことは、3月になって、実際の使用料の見込みが、これだけ大幅に差がありましたとかということが、早めに分かるのであれば、早めに出せる分は出したらいいんじゃないのかなと。3月になって、こんなに違った、とならんように、その辺はやっぱり早めに早めに出せる分を出していただきたいという、これは要望です。

それともう一点だけ。これも12月補正に載っていないんですが、スタジアムのネーミングライツの状況については、駅前不動産さんは単年度だったのが、何年契約だったのか。来年以降どうなるのか、毎年12月に更新とか契約をされとったと思うんで、状況が分かれば教えていただきたいなと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

駅前不動産ホールディングスと基本的には優先権がございますので、現在、お話をさせていただいております、継続の意向確認はさせていただいておりますので、近日中に正式にお話ができるようになるのかなというふうには思っております。

今、3年契約で、次はシーズンが変わったりするので、そのシーズンのところを最終的に詰めている状況でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

すいません、私から1点だけ。資料6ページの文化会館の件ですけど、御質疑と御答弁の中で、エレベーターの当初の計画では構造上無理だということから、再度可能だということ、打診をいただいたので、その方針でというところでやり取りがあったんですけど。内容そのものは全然それでいいかと思えますし、異論もございません。ただ、気になっているのが、構造上、今まで無理だと専門家がおっしゃっていたものが、どこのタイミング、あるいは

はどんな理由で可能になったのかというのが気になったもので、死に直結する分ではないかもしれないですけど、構造上無理やったものがどうして可能になったのか、お聞きしとるんであれば、教えていただきたいなと思って。

石丸健一スポーツ文化部長

実際には、きちんと計算をしなければいけないということで、ただ、耐震診断をする前の段階の資料ではもう難しいと、計算をする予算を上げて、駄目という可能性が非常に高いということでした。ただ今度、耐震診断をしておりますので、そこでより詳しい数値を把握することができるようになりまして、その数値を見て、可能性がかなり出てきたということで今回、新しい数値を持って調べていただいたところ、できるというような判断をいただいたものでございます。

樋口伸一郎委員長

私が心配したのはまさにそこで、耐震性のものとか構造上というものは死に直結しますので、計算がもともとできていた上で、不可能が可能になったっていうのは心配だったんですけど、構造上、計算をすると無理だろうという推測から、改めてやったら可能であったっていうことで。ですので、耐震上の問題はないということで理解しましたんで、ありがとうございました。

質疑を終わります。



議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

続きまして、議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の御説明を求めます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例について御説明いたします。文教厚生常任委員会資料7ページを御覧ください。

今回、都市広場に出店される方の利用促進を図るため、使用料を都市公園などと同水準に改定するものです。施行日につきましては、令和7年4月1日としております。なお、この付託分につきましては、実績はございません。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

西依義規委員

高すぎたのは分かるんですけど、最初の料金設定をされた背景とか分かるんですが。何でこういう価格にそもそもしたのか分かれば。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

申し訳ありません。最初の料金設定については分かりかねます。

石丸健一スポーツ文化部長

同じ質問が庁内でも当然、出てきまして、調査をいたしましたんですけども、今、課長が申し上げたように、どうしてこうなのかというのは、はっきりいたしませんけれども、多分どこかをまねしてこの金額にしたんじゃないかというぐらいしか、これは推測ですけども、具体的にこの金額の根拠というのは申し訳ないですけど、分かりませんでした。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

何でこんなに金額が違うのかって思うんで、今までの金額で結構、利用された方も多かったと思うんですけど……、あんまりいないのかな。都市広場はサンメッセの横のところですよ。場所が変わるのかもしれないけれども、例えば、駅前の何広場というのかな、鳥栖ビルがあった、あれは都市整備課の管理か。あそこの料金設定もこっちと一緒にですか。その辺、分かるなら教えてもらえんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

今回、西と東と同じような料金体系にさせていただいております。

樋口伸一郎委員長

それと改正前の利用状況も御質問のような形だったので、分かれば、そのまま引き続きお願いいたします。

石丸健一スポーツ文化部長

金額が非常に高うございましたので、この料金設定での利用は、実績はゼロでございます

中川原豊志委員

いろんなところがイベントとかされたときに、テントとかキッチンカーとかも出たりして

盛り上がっているようなものも見らるんですが、ああいうものは、料金は発生していなかったわけですか。確認だけさせていただきます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

サガン鳥栖の試合のときに店舗が出ていたりなどします際には、条例にございます、興業、競技会、展示会、博覧会、集会、その他これに類する催しをするものということで、10平米当たり1日100円という料金で使用料を頂戴いたしております。

石丸健一スポーツ文化部長

区分が違いまして、この区分の使用は、実績はゼロです。先ほどは興業を行う場合は云々という規定がございますので、そちらの運用の該当は多数ありますけれども、どちらかというと、こちらは個人である場合とさせていただいたほうがいいのではないかと思います。この区分の利用実績はゼロでございます。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

ほかにあれば。

[発言する者なし]

よろしいですね。質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時24分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課、健康増進課）

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

樋口伸一郎委員長

次に、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、健康福祉みらい部関係分について、文教厚生常任委員会資料に基づき説明いたします。

なお、今回の補正予算では佐賀県人事委員会勧告に基づく初任給など若年層の給料月額の上上げ、期末勤勉手当の上上げによる給与改定及び人事異動に伴う補正となっており、職員の給料、職員手当等、共済費、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、共済費について、歳入、歳出それぞれ補正を行っております。

この部分につきましては、各課まとめて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

資料2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会運営費負担金につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員1名分の人件費の増額分を構成市町に負担割合に応じて御負担いただくものでございます。

次に、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金につきましては、給付費の増加による歳出補正に伴う国の負担分で、負担割合は2分の1でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3生活保護費国庫負担金の自立相談支援事業費負担金につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に委託しております自立相談支援事業におきまして、国の補助金から負担金の事業となり、また、国の割合も3分の2から4分の3と大きくなりましたことから、修正をいたしますとともに、併せて、人事院勧告による人件費の補正を加味したものとなっております。

国の補助金が負担金となりましたことにつきましては、補助金としての事業は令和5年度で終了され、アウトリーチ事業を国がより重視し力を入れていくという考えから、アウトリーチ事業を行うに当たっては、生活困窮者相談支援事業負担金の中で加算事業となったものでございます。

高松隆次こども育成課長

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、出産・子育て応援交付金につきましては、それぞれの事業に従事します会計年度任用職員の人事院勧告によります人件費等の補正によるものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3生活保護費国庫補助金につきましては、国庫負担金に修正した分の減額及び生活保護適正運営体制強化事業等におきまして、会計年度任用職員の人事院勧告による人件費の補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

3ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金のうち、母子健康包括支援センターなどの利用者の支援事業に対する国庫補助金、その下の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、次の風しん抗体検査事業費補助金、以上につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金の石綿読影の制度に係る調査委託金につきましても会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金につきましては、国庫負担金のところで説明させていただいた分の県の負担分でございます。県の負担割合は4分の1でございます。

高松隆次こども育成課長

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金につきましては、国庫補助金同様、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告に伴います人件費等の補正によるものでございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

4ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の人事院勧告による人件費等の補正によるものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の電力・ガス・食料品等価格高

騰緊急支援給付金等返還金につきましては、令和4年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び令和3年度に実施した住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の返還金でございます。詳細につきましては、歳出にて説明いたします。

高松隆次こども育成課長

款23市債、項1市債、目2民生債、節2児童福祉債の子ども・子育て支援施設整備事業につきましては、整備が進められております病児保育施設整備事業の本年度交付金基準額の改定等に伴いまして、事業に対します補助金のうち、市の負担額の増額分についての記載でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出について御説明いたします。資料5ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節2給料から節4共済費までは、健康福祉みらい部長1名、地域福祉課6名、高齢障害福祉課18名、こども育成課12名、鳥栖地区広域市町村圏組合派遣職員12名、計49名の人事院勧告による給与改定等、その他人事異動等による補正でございます。

次の節18負担金、補助及び交付金と節27繰出金につきましては、社会福祉協議会補助金、ふれあいのまちづくり事業補助金、国民健康保険特別会計繰出金につきましても、人事院勧告による人件費の増額及び人事異動による補正となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、目2障害者福祉費、節1報酬から節4共済費までは障害者支援系の会計年度任用職員5名、障害児通園施設ひかり園4名、障害支援区分認定調査会1名の人事院勧告による報酬改定等でございます。また、6ページの目3老人福祉費及び目4老人福祉センター費の報酬及び職員手当につきましては、それぞれ高齢者支援係、中央老人福祉センター、若葉まちづくり推進センターの会計年度任用職員6名分の人件費の補正でございます。

5ページに戻ります。節12委託料、社会福祉会館身障センター指定管理料につきましては、人事院勧告により社会福祉協議会の人件費が増額となるため委託料を増額するものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、障害者自動車運転免許取得事業補助金及び障害者自動車改造費補助金の申請が増加する見込みのため増額するものでございます。

次に、節19扶助費につきましては、障害者自立支援給付費及び障害児施設給付費の報酬改定等により、給付費が増加したため、増額するものでございます。

次に、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度障害者自立支援給付費等

における国県負担金の確定に伴う返還金及び平成30年度から令和4年度までの福祉サービス事業者の過誤請求及び不正請求分として返還された給付費の国県への返還金でございます。

次に、資料6ページをお願いいたします。目3老人福祉費、節12委託料、介護予防事業委託料につきましては、人事院勧告により委託先である社会福祉協議会の人件費が増額となるため委託料を増額するものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険につきましては、介護保険システムの自治体標準化システム導入関係委託料につきましては、委託予定であった富士通Japanから今年度中の移行作業の終了が困難との報告があり、委託料を減額されるため、本市負担分を減額するものでございます。

節22償還金、利子及び割引料、令和4年度県補助金等返還金につきましては、令和5年度の佐賀県介護保険低所得者利用助成事業費補助金の確定に伴う返還金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、6ページの目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費の節22返還金利子及び割引料につきましては、令和4年度に実施した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び令和3年度に実施した住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金におきまして、給付金を受給されていた方におかれまして、市外に住む親族の扶養に入られていたことが親族の方からの申出により判明いたしましたので、給付金の返還をしていただいたものを、国に返還するものでございます。

高松隆次こども育成課長

資料7ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節1報酬から節4共済費につきましては、会計年度任用職員の人事院勧告によります人件費等の補正によるものでございます。対象となる職員は母子・父子自立支援員1名、女性相談員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、家庭児童相談員2名、計5名でございます。

節12委託料、社会福祉会館指定管理料、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、それぞれ人事院勧告によります社会福祉協議会の人件費分の増額による補正でございます。

節19扶助費、子どもの医療費につきましては、今年度の年間見込額において、医療費が不足するものと見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度分の児童扶養手当、未熟児養育医療費などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目2保育園費でございます。節1報酬から節4共済費につきましては、保育士等職員46名及び会計年度任用職員82名分の人事院勧告によります給与改定等及び人事異動

等に伴う人件費の補正でございます。なお、節2給料、節3職員手当等の職員手当及び節4共済費につきましては、保育所正職員の育児休業を取得した7名分の減額補正を含んだ金額でございます。内訳を申し上げますと、節2給料の補正額137万6,000円につきましては、人事院勧告に伴います増額が642万5,000円、育休等によります減額が504万9,000円でございます、その差額を記載しております。

節3職員手当等のうち、職員手当の補正額63万円は人事院勧告に伴います増額、309万4,000円、育児休業等によります減額327万4,000円の差額でございます。

節4共済費76万8,000円の減額補正につきましては、人事院勧告に伴います増額77万8,000円、育休等によります減額154万6,000円の差額でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度分の延長保育や一時保育、子育て支援センターなどの事業費に係る子ども・子育て支援交付金、私立保育所等の運営費に係る施設型等給付費負担金などの額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、目4出産・子育て応援交付金事業費のうち、節1から節4共済費につきましては、事業に従事いたします会計年度任用職員1名分の人事院勧告によります人件費の補正でございます。

節22償還金利子及び割引料につきましては、令和5年度分の出産・子育て応援交付金事業の額の確定に伴います返還金でございます。

資料8ページをお願いいたします。目5子育て世帯等臨時特別支援事業費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の額の確定に伴います返還金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、相談支援事業等に従事する会計年度任用職員6名及び生活保護の業務を担当しております生活支援係職員6名の人事院勧告による給与改定等及び人事異動等によるものでございます。

節12委託料につきましては、鳥栖市社会福祉協議会に委託しております自立相談支援事業におきましての人事院勧告による人件費の増額でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度の生活保護費国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金などの国庫負担金等返還金でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、健康増進課職員19名、保険年金課職員5名及び母子健康包括支援センター2名と時給

単価会計年度任用職員等の人事院勧告による給与改定、その他人事異動等によるものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度子ども・子育て支援交付金及び母子保健衛生費補助金の額の確定に伴う国庫補助金の返還金が主なものでございます。

9ページをお願いします。目2予防費の節1報酬につきましては、各種事業に従事する時給単価任用の会計年度職員11名の人事院勧告による人件費の補正でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の額の確定に伴う国庫負担金、補助金等の返還金が主なものでございます。

高松隆次こども育成課長

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度の子育て支援施設等利用給付費の額の確定に伴う返還金でございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

田村弘子委員

5ページの目2障害者福祉費、節18負担金、補助及び交付金の障害者自動車運転免許証取得補助事業と改造補助金の分で、申請の増加とありましたけれども、今まで何名の方が申請されているのか教えていただけますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

自動車改造のほうは現在までに4件でございます。それから、免許取得のほうは現在までのところ10件でございます。

田村弘子委員

昨年度からの利用の増加とか分かったりすれば、教えていただけますか。

竹下徹高齢障害福祉課長

自動車改造につきましては、昨年度はゼロです。免許取得につきましては、昨年度6件の申請というか、補助を出しております。

田村弘子委員

ありがとうございました。周知ができ始めたのか、必要とされる方がもう申請しやすくなったのか、分かりませんが、車の運転ができる、できないで行動範囲は格段に変わっ

てきますので、この増額などの対応は本当にありがたいと思いますので、今後も申請しやすい状況だとか、こういうものがあるよっていう周知を今後も引き続き注力していただけると助かります。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

西依義規委員

5 ページの社会福祉協議会補助金で、いろんな事業も社会福祉協議会によって説明があっただけで、この29万6,000円はどういった方の分の増額ですか。

林康司地域福祉課長

社会福祉協議会補助金の増額分につきましては、正職員4名及び会計年度任用職員2名の分となっております。

西依義規委員

さっきの説明で、スポーツ協会を聞いたときに、4月まで遡ってされるってことで、えらく少ないんですけど、それはこういう金額ですか。

林康司地域福祉課長

当初のときの人員の割当ての方の分と今回補正で充てる……、今年度きちんとこの補助金を充てる方が社会福祉協議会のほうで人を変えてありましたので、その増減の中で再積算されてこの金額となっております。

西依義規委員

社会福祉協議会は、各地区にもいらっしゃるじゃないですか。地区社協のどういう立場か知らんですけど、2人ずつぐらいいらっしゃるんですよね。そういった方々の賃金も上がるんですか。それとも、もうそこで止まりですか。

林康司地域福祉課長

そこに対しての補助は市では見ておりませんで、社会福祉協議会の会計年度任用職員及び正職員に対しての人件費のほうを負担いたしております。

西依義規委員

どうしてですか。向こうから申出があった分を増額しただけってこと？

どういう身分か分からんですけど、全体で社協さんなのかなと私は認識しているんですけど。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回の人件費関係の補正につきましては、基本的に市の職員に準じたような形での補助金

だとか委託料として出しているものについて、補正をいたしております。委員御質問の地区社協につきましては、そういう市の人件費とは連動していないような形での経費での支出になりますので、今回こういう人事院勧告等に伴う人件費の改正では対応していないところでございます。また、金額等につきましては、基本的に会計年度任用職員については、若年層というか、初任給等の基準で算定しておりますので、その分で今回引上げ幅が大きかった。ただ、正職員等になりますと、実際、中堅というか、そうなりますと、給与の引上げの幅が僅かであったために、今回の補正としては少ないものとなっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

今のやつには異論があるんですけど、それはいいです。

もう一つ、7ページのファミリー・サポート・センター事業委託料の人数は何人分とかで119万6,000円ですか。

林康司地域福祉課長

ファミリー・サポート・センターの人件費の対象につきましては、常勤の方が2名、非常勤が1名、常勤につきましては、2名にプラス1名ということで、常勤の方の人件費の2分の1を見ているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

さっきもそうだったんですけど、会計年度さん相当で一人頭40万円ぐらいになるのかなっていう気がするんですけど、私が前に質問したことがあるのを覚えていますか。ファミリー・サポート・センターの、要は見るほうの人。協力会員さんは幾らで働かれているのか、それは分かりますか。

高松隆次こども育成課長

ファミ・サポの件は以前、所管事務調査のときに御質問いただいたと思います。支援を受けたい会員さんと支援を行います協力会員さんをあっせんするというような形で事業しておりますけれども、この分については、利用料をそのまま報酬として協力会員にお渡ししていると。平日の日中は1時間当たり600円、これを利用者から協力会員さんのほうにファミ・サポ事務局を通じてお渡ししていると。時間外で700円。土日祝日等であれば昼間は700円、時間外は800円という金額で渡しております。

協力会員さんの移動に伴います交通費として、それにプラス1キロメートル当たり40円、これを御負担いただきまして、利用会員により協力会員のほうへ積算して、事務局がお渡ししているということで聞いております。

以上です。

西依義規委員

それが鳥栖市が行うファミリー・サポートなのかなってというのが、とてもびっくりして。

要は、受益者負担で出してもらって、それをもらって、鳥栖市が仲介しているっていうのが、ファミリーをサポートしていることに……、今どき時給600円で働いてもらっているってことですよ。会員さんからは600円もらっていいですよ。もちろん600円もらいます。どこで働いても今は時給1,000円ぐらいするんですけど、そういう考えが起きないのか。検討はしたことがありますか。600円はあんまりっていうのを、1回ぐらい社協さんからの申出があったとか、こっちの担当課でしたことありますか。

で、ガソリン代1キロ40円も、もうちょっとファミリーをサポートして、見る人も見ていただく人もお互いサポートになっていないような気がするんですけど。まず、600円が妥当かどうか質問していいですか。600円は妥当だと思いますか。

高松隆次こども育成課長

利用者のほうの御負担で運営するというような基本的な原則がございますので、なかなかそちらを上げると、今度は利用者の手出しが多くなってしまいます。

相互ボランティア的な意味合いもございますので、この金額で今、されているところだと理解しております。

西依義規委員

その事業者の負担で運営するって、どこかに書いてある資料を提出してもらっていいですか。事業の要綱なり。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午前11時56分休憩



午前11時56分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

お答えを求めます。

高松隆次こども育成課長

資料につきましては、確認して提出したいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

資料は提出されるということです。

お願いします。

西依義規委員

もちろんそこに受益者と負担がしっかり合わないかとかいうのが原則と書いてあるなら分かりますけど、原則でも鳥栖市が上乘せして、いろいろやっているじゃないですか。例えば、民生委員さんも国から6万円しか来んけど、プラスして13万円もそうやってやっているから。そういったところは鳥栖市独自にさせていただくことも検討していただければと思いますので。

よかったら確認のために資料を見せてください。

樋口伸一郎委員長

これは委員会から資料の提出ということで合意が取れていますので、よろしくお願ひしときます。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

5ページの障害者福祉費の扶助費について確認と動向についてお伺いしたいんですが、障害者自立支援給付費並びに児童施設費給付費の増額について、実際何がどう増額してきているのか。またこの2つの給付費っていうものの具体的な内容を一旦教えていただきたいなど。

というのが、極端に言うと市の年間予算が340億円ぐらいだとするならば、約10%近くここに入っているんです。ですから、状況的にどういうふうなものが……、国と県の補助も入っているとばってんが。実際どういうふうなものにどういう支出をされて、どういう状況に現在あるのかというのを教えていただきたいなと思います。

竹下徹高齢障害福祉課長

自立支援給付費につきましては、大きく分けて介護給付と訓練給付とありまして、介護のほうは家事援助とか生活介助とか施設入所とか、そういったものが主なものです。訓練等給付につきましては、就労系の就労継続支援ですとか、移行支援ですとか、あとグループホームの運営費といえますか、入所費、そういったものが主なものになっておりまして、毎年10%から20%ぐらいの割合で件数が増えていまして、今年度の見込みにつきましても昨年度が件数としては1,265件だったんですけれども、今年度見込みが1,413件ということで11%程度増

加という状況でございます。

それから今年度、報酬改定があっておりまして、それぞれサービスを給付した場合には点数といいますか、それが決まっております、それに10点掛けたものが金額になるんですけど、その請求が上がってきて、うちが支払うという形になっています。報酬改定がありますので人件費の増加だったり処遇改善だったりとかが今年度はあっていますので、その分でも上がっているものと思っております。

それから、障害児施設給付費につきましては、児童発達支援ですとか放課後等デイサービス、あと保育所等訪問支援とか、あと計画相談ですか、そういったものについての給付費になります。こちらについても増加をしてきている状況ということで、自立支援給付費と大体同じような感じで増加してきているという現状でございます。

以上です。

中川原豊志委員

増加をしてきているのは背景として何か考えられるものがあるのか。抑えることっていうのがなかなか難しいのかもしれないけれども、予算割合にしてかなりの金額になっているので、どうなのか。全体的なバランスを見て、やっぱり仕方がない、国県の補助もあるから仕方がないのかもしれないけれども、その背景にあることをどこか抑制するようなことっていうのはできないのか。というのは市として何か考えていることってあるのか。

竹下徹高齢障害福祉課長

増加の背景といたしましては、身体障害者の数につきましては大体横ばい、療育手帳についても横ばい、精神保健福祉手帳の所持者が増加傾向というところで精神障害の方が増加傾向にあるっていうことは一つ背景としてあるかと思えます。それから子供さんについても診断を受ける心理的なハードルが下がったのかというところですけど、ちょっと発達が遅れているんじゃないかとかいう、そういう心配がある親御さんが受診とかをされて、この子は遅れがあるとか、そういったことで診断がつきやすくなっているっていうのも一つあるかとは思いますが。そういったことで増えてきていますので、市としては、そういった方へのサービスっていうのを制限するわけにもなかなかいきませんので、なかなか抑制する方法っていうのは難しいかなっていうふうに感じております。

以上です。

中川原豊志委員

制限するというのも厳しいところがあるとは思いますが、やむを得んかなとは思いますが、やはり担当課として大変かと思いますが、やっぱり動向をずっと見守っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにいいですか。

西依義規委員

さっき資料と言いましたけど、見つけました。令和6年3月30日の都道府県知事宛にこども家庭庁成育局長の文書がありまして、その中に「相互援助活動に対する報酬」ということで、「相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認める額を会則等で定めることができるものとする。」とあるんで、原則はもちろん会員間で決定ですけど、地域の実情を反映して適正と認められる額を会則で決定することができるって書いてあるんで、今の時代、例えば、時給もどんどん上がっていく時代に地域の実情で、近隣で1時間の時給が幾らか分かりませんが、それで反映した適正と認める額を会則で決定するってあるんで、社協さんがするのか、こっちがするのか分かりませんが、それに応じた委託料の増額をしていただければと思います。

資料は要りません。

樋口伸一郎委員長

答弁ありますか。

高松隆次こども育成課長

ファミ・サポといたしましても今、議員御紹介のとおり相互的な助け合いという意味も強い制度でございます。ただ、最近では民間の預かり施設等々も増えてはきておりますので、本当に相互扶助でやる部分なのか、それとも業事業者さんにちゃんとお願ひして預かってもらうのか、そっちは当然、対価がかかりますので、そういったところのすみ分け等々も考える必要がありますので、今後は社協とかともその辺を検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

じゃあ資料の提出はなしということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかにございませんか。

成富牧男委員

5ページです。中川原委員が聞かれた扶助費のところ。大体この時期にどんとこれくらいの金額が出てくると思うんですけど。この2億4,700万円は想定内ですよと、こんなもんです

って。こういう数字が12月補正で出てくるんですよってということなのか。今回はちょっと大きいということなのか。前年度とか前年度とかの数字も含めてお答えいただいてもいいし、こんなもんですよということやったら、もうそれでいいんですけど。お答えをいただければと思います。

竹下徹高齢障害福祉課長

例年、当初予算要求時には過去の数字の伸びを勘案しまして予算要求をいたしております。

今年度についても当然、増加するだろうということで、当初予算をつけていたんですけども、報酬改定があるということで、その分でどの程度上がるのかってというのがはっきりしなかった部分がありました。今年の5月が自立支援給付費でいうと、1億4,300万円だったものが、6月が1億5,300万円ということで、1,000万円ほど上がってきています。

大体2か月遅れて請求が来るので、6月分からが新年度の報酬単価で計算されたものだと考えていまして、その分が上がった——この分がどの程度上がるのかってというのが見込めなかったので、今年度については例年よりも若干補正額が大きくなっているとは思っています。

以上です。

古賀達也健康福祉みらい部長

扶助費につきましては、なかなか見込みがつけにくいところではございますけれども、ちなみに障害児施設給付費でいきますと、昨年の当初が10億6,600万円で、今年度は12億円で大体令和5年度の決算ベースというか、予算現額ベースで、当初は組んでおりますけれども、実際の利用の状況等は先ほど課長が申しましたように、伸びがありましたので、その分を補正したところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

予想がつきにくいところもあるので、特別な何かの理由があつての……、金額だけ見ると2億4,700万円とかだけれども、そういうことではないと、12月という時期になるんだっっちゃうことだと私は理解します。

あと、7ページです。扶助費で、子どもの医療費が2,000万円増額補正になって、それこそこれも同じ質問です。想定内じゃないですよ。2,000万円というこの補正額の増え方はどういうふうに考えてあるのか、お答えをお願いします。

高松隆次こども育成課長

子どもの医療費につきましては、3億3,250万円で当初予算を組ませていただいておりますけれども、4月から6か月間、上半期の月ごとの医療費の伸びを調べたところ、平均して大体6%上半期で上がっております。こういったことを鑑みまして、年末になると様々なイン

フルエンザ等々、疾患が増えたりしますので、大体6%の予算額に対しての増額を今回お願いしたいところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ですから今、言われたら6%っちゅうのは大体想定の見込みだったのか、それよりも多かったなということであれば、その理由をどのように考えてあるのかっていうのを教えてくださいませんか。

高松隆次子ども育成課長

当初予算を組むときには、前年度実績等々を加味しまして想定するところでございますけれども、今回実績として実際に支払ったお金が、上半期に増額しているような傾向でございましたので、不足するといけない部分もございます。ですので、その分を今回2,000万円ということをお願いしているところでございます。

以上です。

古賀達也健康福祉みらい部長

先ほどと同じになりますけれども、子どもの医療費の助成につきましても、昨年度の当初が3億円で、今回令和6年度当初で3億3,250万円と3,000万円ほど増で組んでおります。昨年度の決算といたしましては、3億1,800万円程度でございます。そういう決算とかの実績を見ながら、当初予算を組んでおります。

今年度は、昨年度はコロナとか、インフルエンザが非常にはやったというのがあるんですけども、今年もコロナは若干ありましたけれども、夏前にかけて子供に関する感染症ですか、手足口病とか、そういう部分が非常に多かったという認識はしておりますけれども、医療費が昨年度よりも上半期は伸びたという理由については、詳細な分析はできておりませんが、そういう実績の中で補正をさせていただいております。

以上でございます。

成富牧男委員

分かりました。

すいません、時間が過ぎておりますけど、あと1点だけ。6ページの一番上です。款3、項1、目3の節18負担金、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金。

先ほどの話では委託業者が今年度中に委託された事業をすることができないということだったと理解しましたが、そのことで介護保険事業に支障は出てこないのかっていうことと、それならいつぐらいまでにできることになるのか。この2つについてお尋ねします。

竹下徹高齢障害福祉課長

まず支障がないかということにつきましては、直接の影響はないと考えています。

国とのデータの連携で標準化ができないことで、ちょっと難しいということですので、現場の介護事業とか、そういったことに影響するものではないというふうに考えております。

いつ頃できるのかってということですがけれども、富士通Japanから広域のほうに11月末に報告があっているんですけれども、その時点では令和11年7月になりますという報告だったそうで、それではあまりにも遅いんじゃないかということで、再度計画を練り直して、年末にまでには再度回答をいただくようにしているということでしたけれども、状況が変わるわけではないので、それがもう来年できますってという回答が来る可能性は低いんじゃないかと思っております。

以上です。

成富牧男委員

今のを聞いての私の感想ですがけれども、現場に影響はありませんよって繰り返し言われているので、それやったら国が無理やり求めているのかもしれないけれども、現場に影響がないんやったら、無駄遣いとは言いませんけど、何でなのかなというふうに思いました。

以上です。終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後0時19分休憩



午後1時19分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



報告（健康増進課）

第4期うららトス21プランについて

樋口伸一郎委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から御報告をお受けしたいと思います。

よろしく申し上げます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

第4期うららトス21プラン（食育推進計画・自殺対策計画）案に関するパブリック・コメントの実施についてと、令和6年度当初予算の執行に当たり報告させていただく件がございますので、2点報告いたします。

まず、第4期うららトス21プランについてです。

健康増進課では今年度、第4期うららトス21プラン健康増進計画を策定中で、その概要について御説明させていただきます。

タブレットの資料、うららトス21プラン概要版を御覧ください。

1. 計画策定の趣旨といたしましては、上から5行目、国は令和5年5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を全部改正し、健康日本21（第三次等）に基づき、国民の健康づくりの取組を推進しており、本市においても、社会情勢の変化及び市の課題を踏まえて、第4期うららトス21プランを策定します。

2の計画の位置づけでは、本計画は、健康増進計画のほか、食育推進計画、自殺対策計画を含めて総合的に推進していく計画で、第7次鳥栖市総合計画を基本に、国、県の計画、市の各種計画との連携を図ります。

3の計画の期間につきましては、来年度、令和7年、2025年度から令和18年、2036年度の12年とし、おおむね6年をめぐりに中間評価を行い、令和18年度に最終評価を行います。

タブレットでうららトス21プランの素案をお開きください。

目次をお願いいたします。

うららトス21プランの素案には、第1章に鳥栖市の現状と特性、第2章に現在の第3期のうららトス21プランの最終評価と課題を、第3章には目指す姿と基本的な方向、第4章には具体的な目標、第5章には第4章に記載しています評価項目を再度まとめて掲載しております。

素案の27ページをお願いします。

第3章の基本的な方向でございます。

上から4行目に、国や県の基本方針に準じて、4つの基本的な方向を記載しております。

1つ目は、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、2つ目は、個人の行動と健康状態の改善、3つ目は、社会環境の質の向上、4つ目は、ライフコースアプローチをふまえた健康づくりとします。

再び、うららトス21プラン概要版をお願いします。

次のページをお願いします。

4. 目標でございます。「全体」と記載しているところは、健康寿命の延伸、健康格差の縮小で健康寿命を指標にしております。

2つ目の方向、個人の行動と健康状態の改善につきましては、栄養・食生活、休養・睡眠、心の健康、身体活動、運動と6区分に分け、生活習慣の改善について、次のページにあります、がん、循環器疾患、糖尿病の生活習慣病の早期発見、重症化予防についてです。それぞれ取組と目標値を記載しております。

次のページをお願いします。

3つ目の方向の5. 社会環境の質の向上についてです。市民の生活は多様化し、様々な情報があふれる情報化社会の中で、健康に関する正しい情報、最新の情報の提供や健康管理等にアプリの活用を進めていきます。

最後に4つ目の方向として、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりです。

ライフコースアプローチとは妊娠中の母親のおなかの中、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を時間の経過とともに捉えた健康づくりのことで、年代ごとに健康づくりの取組を記載しております。

今後はパブリック・コメントを実施いたします。

意見の募集期間は令和6年12月27日金曜日から令和7年1月27日月曜日までとしております。

市民等への広報は1月号の市報、市のホームページ、デジタルサイネージにての周知になります。

計画案の公表場所は市のホームページ、健康増進課の窓口、各まちづくり推進センター、市立図書館です。

意見提出方法は健康増進課窓口に持参または郵送、ファクス、電子メールとなります。

以上でうららトス21プランの説明を終わります。

2つ目の令6年度の当初予算の執行についてですけれども、保健センターの空調設備、エアコンで冷房の効きが悪くなり、調査したところ、室外機のインバーター基盤の不具合、圧縮機の劣化が原因と分かり、エアコンを使用しない期間に設備の取替え工事を行うため、款

4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生費総務におきまして、当初予算にはなかった工事請負費の予算項目をつくり、需用費から流用をしております。

工期は令和 6 年 9 月 9 日から令和 6 年 11 月 29 日までで終了しております。

委託料は工事請負費として 75 万 9,000 円で執行しております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

この際ですので、御確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

挙手にて御発言をお願いします。

成富牧男委員

最初に計画の位置づけがあります。

その中に「市」ということで、左側の一番下の各種計画の中に学校給食基本理念・基本計画というのがありますけど、これって、まだここに生きているんだなっていう感じがしたんですけど。つくられてから、何回か見直しとかあっているんでしょうか。そのままでしょうか。もうそれだけでいいです。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

すいません、具体的に内容の確認まではしてございませんが、計画の中で学校も含めてということしております。

成富牧男委員

位置づけって書いてあるからには、一応、現在のそれぞれの計画どうなっているのかぐらいは見られとったほうがいいと思います。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

食育に関しての細かいところの調整ということにはなっておりますので、委員が御指摘しているとおり確認していきたいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

目標とか考え方とか設定とかいうのは分かるんです。今、お話を聞いて、実際、来年度からどういうふうなものを具体的にやるのかというのがまだ見えないんです。

例えば、がん検診の啓発をもっと今まで以上にやるとか、特定健診をやるとか、また、食生活アドバイザーみたいなもので、各地区まちセンとかでの講習をやるとか。

具体策みたいのが見えてこないの、目標を立てました、こうしようっていうだけで

終わらんようにするための何か施策っていうのがあるのか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

この計画では具体的なものは出しておりませんが、毎年の評価の結果を見てということと、現在、国、県が進めている事業等で鳥栖市でできるもの等も考えながら行っていきたいと思います。また去年は、協会けんぽ等のモデル事業も行いましたので、そういう中から関係機関等と連携ができないのかっていうものも、調査・研究をしていきたいと考えております。

中川原豊志委員

せっかくつくるのであれば、今年度はこれを取り組みますとかいうものがあつたほうが、やっぱりやる気があるって見えるので。何もなくて、データだけ見て、よかった、悪かっただけじゃいかんのかなと。

例えば、特定健診、がん検診ならさっき言ったように。それとアプリの話も出ているので、この前お話ししましたように、健康マイレージと一緒にアプリを併用して何かできないのかとか、そういったものも取り組んでもらうようなことができるならば、やってほしいんですけども。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

総合計画の重点戦略も併せたところで、ほかの課との調整もしてまして、できる部分からはやっていこうということと、マイナーチェンジするものもございます。

それと来年度は母子のほうでの産後健診をするということで、少しずつ新しいものを行っていくっていう考えではおります。

中川原豊志委員

ぜひ新しいものを少しずつ取り入れて、目に見える形にしていただきたいと思います。アプリの検討も改めてよろしく申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

もちろん健康に気を使ってもらって、市民がやることなんでいいことだと思いますけど、ほかの自治体で、先ほどもありましたけど、要はインセンティブ、やっぱり健康に関心がない人を何とかこっちに向けて、そういった事前の予防とかに持っていかないかんので、うらトスマイレージクラブは、これまでどおり続けるのか。

それと「SAGATOCO」を今回ダウンロードしてくださいってなってるけん、もちろんSAGATOCOの特典はいいんですけど、SAGATOCOと健康マイレージのコラボ

みたいなやつは、私は簡単にできそうな気がするんですけど、どうですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

情報政策課と健康増進課と今、話し合いをしております。今のマイレージクラブをそのままデジタル化できないのかという話とかの協議は進めている状況でございます。

簡単に切替えができないという問題点がいろいろと出てきておりますので、あと今、国が標準化を進めておまして、マイナポータルを使った健康管理の部分もございまして、国もモデル的なアプリも開発しておりますので、そういう状況を見ながら、鳥栖市に合ったとか、若い世代とか、関心のない方をアプリとかで運動に勧められないのかというのは考えていきたいと思いますが、何年度に行いますってのはまだ今のところ具体的な方向性は示せておりません。

以上です。

西依義規委員

そのマイレージをアプリ化というのは大変だと思うんです。今のアナログのマイレージをデジタルのSAGATOCOとアナログ化することはオーケーですよ。それはできないですか。例えば、デジタルで500ポイントたまつたと。それをマイレージで記入してという、そのポイントの行き来はできないですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

そちらのほうも、今の紙ベースでは他のポイントをイベントのところでは入れられます。ただ、うちの市としてもイベントの加入も限度はあります。何ポイントまでですよっていうところはありますけれども、活用はできます。実際に紙ベースでしたものを、歩数的なものをSAGATOCOで歩数を計算されて、自分の目標に達したら、その分は紙ベースで目標達成ということで毎回チェックを入れてもらう。最終的にトータルで何ポイントになりましたっていう報告にはなってきますので、自動的な計算っていうのは今のところできていないです。

西依義規委員

まずはそれでいいんで、SAGATOCOをダウンロードすると、マイレージは今まで見向きもせんやった人で紙に誘導して、これに書いてもらったら、このポイントは商品券に変わりますよっていうのがあるだけでもいいんで。せめてそれぐらいは——もちろん自分が手書きしないといけないですよ。アナログを残したまま……、そうしないとSAGATOCOの特典が、もちろん鳥栖市のお店もいろいろ登録されていますけど、持って行ってって使うってなかなか難しいんで。

マイレージがせっかくあるなら、そこに行ってみたいな人が改めて増えると思うんです。

そういう連携ぐらいはという質問でした。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

西依委員の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかにごいませんか。

予算の流用の件についてはいいですか。

〔発言する者なし〕

報告を終わります。



樋口伸一郎委員長

次に、さきの所管事務調査におきまして改めて御説明をいただくことになっていた、福祉ボランティア登録者数の内訳と子どもの医療費自己負担の根拠とファミリー・サポート・センター協力会員に関して、この3つがありましたが、これらまとめて御説明をお願いいたします。

林康司地域福祉課長

令和6年11月文教厚生常任委員会所管事務調査、追加資料、A4の横の福祉ボランティア関係の資料をお願いいたします。

この資料につきましては、福祉ボランティアの登録者数、社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入された人数ということで、その数を登録者数として示しておりますので、その過去5年の登録者数の推移を示しております。

所管事務調査のときに御説明させていただきましたとおり、令和2年10月から市民協働課で取り扱われております市民活動保険が開始されましたので、令和3年度からの登録人数が大幅に減ってきている状況でございます。

令和2年までは維持管理課で里親の取組とか、道路清掃とかのボランティアが500人、600人を超える人数で加入をしていただいた状況のところでしたけれども、そういった方々が何かあった場合には市民活動保険のほうを使われるということで、その分の登録者数が減っている状況でございます。

以上です。

高松隆次こども育成課長

先ほど、委員会の中でファミリー・サポート・センターについてはお答えさせていただきましたので、割愛させていただきます。

子どもの医療助成について、自己負担を決定した経緯と、あと近隣の状況ということで、基山町はどうかとお聞きされたと思いますので、併せて報告します。

自己負担につきましては、月額通院 1 医療機関 500 円の 2 回まで。入院は 1,000 円とされている経緯でございますけれども、平成 23 年頃、就学前児童の分だったんですけれども、県内市町の子どもの医療費の助成方法を各市町の償還払い方式から県内で現物給付方式への移行に際しまして、各市町で様々であった助成方法とか金額等を県内 20 市町の自己負担額を統一する必要があったということでございまして、様々な意見がされたみたいですが、その中から、保護者の平均窓口負担額や平均受診日数などを基に決定され、県と県内 20 市町で合意されたということでございます。また、基山町の自己負担なしの完全無料化した際の助成方法につきましては、これも聞き取りを行いました。県内医療機関においては現物給付で保護者の窓口負担がありません。県外医療機関のうち、現物給付に対応いただいている 6 医療機関では、他の市町同様、500 円の 2 回までの自己負担額を一旦医療機関へお支払いいただきまして、後日、500 円の 2 回までの分の自己負担分を窓口で償還払いとされております。

それ以外の県外医療機関では、通常健康保険受診時の 3 割などの医療費を医療機関にお支払いいただき、後日その分の全額を償還払いとされているということでございます。

医療費の傾向も併せてお聞きしております。令和 4 年度に自己負担なしの完全無料化を実施されておりますけれども、令和 3 年度と 4 年度を比較しますとざっくり件数で大体 1.1 倍、金額で 1.2 倍の増。また、令和 3 年度と令和 5 年度を比較しますと、件数で 1.4 倍、金額でおおよそ 1.5 倍は増加しているということでお聞きしております。

以上、報告させていただきます。

古賀達也健康福祉みらい部長

自己負担の 1,000 円ですけれども、詳細に申し上げますと、当時、医療費の負担が 3,000 円ちょっとかかっていたというところで、県の補助がありますので、県と市と保護者でそれぞれ 3 分の 1 ずつ見ようということで保護者負担が 1,000 円という考え方だそうです。

なおかつ、入院は日数はあれですけど、通院とかが 1 医療機関 2 日間程度通っているというところで、その 1,000 円を 2 回に分けて 500 円、500 円で 2 回までというような設定になっているということで、500 円の 2 回と入院は 1,000 円ということで、自己負担の負担内容を決定したところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

なお、ファミリー・サポート・センターの分については、先ほどの議案審査のやり取りの件で、この場では割愛とさせていただきます。

この際ですので、御確認や御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

成富牧男委員

令和3年度～5年度の基山町の比較を言われました。ただ、この期間っていうのはコロナの時期ですよ。ですから、単純比較は難しいと思われませんか。それだけ確認しておきます。

高松隆次子ども育成課長

コロナに係る時期でありますので、増減の推移等が見えにくい部分ではありますが、ちなみに鳥栖市の同時期の比較も出しております。令和3年度と令和4年度で、うちは内容は何も変わっていないんですけれども、そこで件数的には1.01倍、医療費も1.01倍。令和3年度と5年の比較ですと、件数で1.16倍、金額で1.14倍ということで微増という形ではなっております。

以上です。

成富牧男委員

それはそうでしょうということで、分かりました。ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

中川原豊志委員

医療費の自己負担1,000円というのを今、部長から説明いただいたんですが、それは何年からやったのかというのは、記録にあったんですか。

野中潤二子ども育成課子育て支援係長

平成24年4月1日診療分からでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

平成24年の4月。それ以前は記録にありますか。僕の記憶の中に病院で最初500円、薬局で500円、合わせて1,000円というものがあったような記憶が……、それは平成23年だったんだろうか。そういう記録というのはないですか。

高松隆次子ども育成課長

過去の答弁書の中から見ると、これまで一月、1医療機関300円であったものを今回、県に合わせますという答弁をされていることがありますので、1医療機関300円を払っていたのか

なというふうに思います。

中川原豊志委員

僕の記憶も定かじゃないんで、いいんですが、この前お話しさせてもらったのが、例えば、一月のうちに内科に2回通った、整形外科に通った、歯医者さんに通ったとかいって、例えば、医療費が月3,000円になっちゃったというような方が、後ほど1,000円が限度やけんということで、償還払いという制度というものは、今はないと思うんですが、今後検討はできないのか。(発言する者なし)

樋口伸一郎委員長

質問の趣旨は伝わっていますか。

暫時休憩します。

午後1時46分休憩



午後1時51分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

お答えどうぞ。

高松隆次こども育成課長

中川原委員の複数の病院にかかっても限度額1,000円に対応できないのかということですが、1医療機関500円の2回までということで、これまでやってきたところでございます。やはり償還払いの状況も月が変わったりとか、病院が変わったりとかで様々、取扱い的にも月をまたいでいることと、その月で3つかかることと差が生じたりする可能性もございますので、今の状況では難しいと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

中川原豊志委員

はい。

西依義規委員

その500円をもらわなくなった場合、鳥栖市の収入はどれくらい減るんですか。積算していただいて。

野中潤二 子育て支援係長

自己負担に伴う鳥栖市の収入はございません。

以上でございます。(発言する者あり)

西依義規 委員

もらわなくなったということ。

樋口伸一郎 委員長

暫時休憩します。

午後 1 時 52 分 休憩



午後 1 時 54 分 再開

樋口伸一郎 委員長

再開します。

野中潤二 子育て支援係長

鳥栖市で自己負担していただいている分を無償化した場合につきましては、令和 4 年度の申請件数、外来が 500 円、入院が 1,000 円を基に計算いたしまして、約 9,000 万円の負担増等を見込んでおります。

以上でございます。

西依義規 委員

さっき基山町の話が出ていて、1.1倍と1.5倍やったっけ。そうしたら、その9,000万円が無料になったら、それが1.5倍に増える可能性も出てくるってということですか。さっきの基山町との比較で、どういうふうに私はあの数字を受け取ればいいですか。

古賀達也 健康福祉みらい部長

基山町が実際、自己負担なしにした場合に医療費の伸びとして1.5倍程度伸びていると。ただ、鳥栖市の場合1.1倍なので、実際、自己負担なしにした影響が40%ぐらい、鳥栖市と比較するとあるのかなと推計はされますけれども。まず、自己負担がないというところで申請件数でベースでいくと、9,000万円の鳥栖市の負担増がある。それプラス、医療を受ける受診件

修であったり、条例改正であったりという部分。また、関係機関との協議等を踏まえて、速やかに実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、実際に医療費の通院助成を高校生まで拡大した場合にはつきますと、中学生の通院助成への実績を勘案いたしますと、5,700万円程度の経費が必要になってまいります。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

これは今、部長からお答えあったとおり、システム改修だとか、条例改正等、今から変わりいくかと思えますので、当委員会にも出せる範囲で、情報共有だとか御報告をお願いできればと思いますので、よろしく願い申し上げます。

ほかにございませんか。

成富牧男委員

第3期子ども・子育て計画のアンケート調査というか、実態調査の自由記述か何かで、一番多かったのが、医療費って言われなかったですか。今ので問題提起されたような感じですけど、要は、中身として一番多かったその記述内容で、医療費の完全無料化の話なのか、高校生までしてくれということなのか。分かるならばいいです。どんな感じだったんですか。

高松隆次こども育成課長

全体の中での印象でしたので、その中で医療費の助成と、給食関係と、あと公園が多いのかなと思ったんですけど。他県から来られたとかで、年少を完全無料化にしてくれとか、高校生まで見たほうがよかろうもんとか、子育て世代によってそれぞれ意見はございましたけど、それらを含めたところで医療費助成は多いほうかなと思いました。

成富牧男委員

それはまた次の機会にお尋ねしたいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

せっかくボランティアのやつを出していただいたんで、一般質問もあっていましたけど、ふれあいネットワークの見守り活動で、地域住民さんが令和5年実績で331人ですよ。それで195人だったか、その事情がよく分からなくて、どうしてこういうふうになるんですか。

林康司地域福祉課長

議会のほうで答弁させていただいていた内容は、今年度12月1日現在のネットワーク数が191件で、要援護者が195人、ネットワーク協力者が343人というような答弁をさせていただいている中で、昨年度の令和5年度の実績で高齢障害福祉課から資料は頂いておりますが、協

力者数の全ての方が保険にかかられてはいないような数字にはなっております。去年の実績では延べ572人が協力者数ですけれども、去年の保険加入者は558人と多少の差はあっている状況です。

西依義規委員

保険の内容で、福祉ボランティア保険と市民活動保険は保険の内容は違うのか。あと価格。

林康司地域福祉課長

ここの福祉ボランティア登録者数としての分はボランティア活動保険ということで、鳥栖市社会福祉協議会で手続を行っていただいております。

保険の対象となる活動につきましては、自発的な意思により、他人や社会に貢献する無償のボランティア活動と規定されております。一方、対象とならない活動はボランティア活動以外の目的でつくられた団体、グループの事業。自発的な意思による活動とは考えられないものと有償で行われるものと規定されております。

年間の保険料につきましては、1人当たり350円となっております。市民協働課が取り扱っております市民活動保険につきましては、対象となる活動は鳥栖市内に活動拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った市民により自発的に組織されている非営利かつ公益的活動を行う団体。活動の内容としましては、社会福祉活動、社会教育活動、環境保全活動、地域活動と、多種になります。一方、対象とならない活動につきましては、職場や学校などの行事として行われるもの、自助的な活動、懇親・趣味などを目的としたもの、有償で行われるもの、営利を目的とするものとなっております。

この保険料につきましては、市が負担しております、令和6年度の予算では年間90万円を当初で上げてあるそうです。

車の保険と一緒に、今年度何か使えば、次年度は大きく増加することになるとのことです。市民活動保険のほうは、使われている実績はほぼないということです。事故があった場合の事後の手続でも可能ということですので、そういう周知をされてありますので、実際何かあって使ったってという部分はないと聞いております。

西依義規委員

私が聞きたいのは、これだけの人数が、こっちからこっちに移ったのは何でかなと。お得だったのかとか、保険範囲が広がったとか、そこを教えてほしい。

林康司地域福祉課長

年間保険料が1人当たり350円かかりますので、その分が市でボランティア、社協の分であれば個人なり団体さんの負担っていうものが、市民活動保険になると、それがもう市の負担になりますので、個人なり団体の負担がないということになります。

西依義規委員

今の幅広い言い方なら、市の予算で市民活動保険に入れたほうがいいじゃないですか。

林康司地域福祉課長

対象とならない活動で、例えば、職場や学校などの行事として行われているものというようなものがあるのと、内容があれですけど、福祉ですので、自助的な活動や趣味を目的としたものはないとは思いますが、福祉ボランティアで、若干補償内容も違う、あとはまた社協との関係っていうか、そういったところで加入していただいている部分もあるかと思っています。

古賀達也健康福祉みらい部長

それぞれの団体の事業として行うもの、そういう事業で、行事的なものについては市民活動保険の対象外になるんですけども、例えば、母子保健推進員協議会とかで、母子保健推進員さんがいろいろ回ったりするのは団体の……（発言する者あり）

市民活動保険の対象という部分と実際のボランティア保険での部分について、いろんな団体の中での考え方とか、そういう部分があって、ボランティア保険というような位置づけでの制度になっていますので、母子保健推進員とか食生活改善推進員さんとか、ボランティア的ところで活動してあるので、こちらで加入されているのかとは思いますが、

今後、保険とか、もしものときの補償的な部分については整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西依義規委員

多分この団体の方々に知らせていないだけだと思うんです。どう考えたって、350円払うのと、払わないのと、市が出してくれるなら市が出してくれたほうがいいんで。あと、それを言うなら、この福祉ボランティア登録者数という指標はこれでいいんですけど、それイコール保険加入者っていうのはやめたほうがいいです。市の実績としての総合計画の指標なんで、カウントの仕方がもうおかしくなっているんで。ボランティアがだんだん衰退してくるような指標になっているんです。数え方さえ変えればいだけなんで。どこにも書いていないんで。保険に入っている人とか書いていないので。ちゃんとボランティアがどうだっていうものを我々が見えるような指標に変えていただければなと思います。

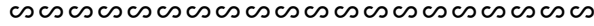
樋口伸一郎委員長

よろしいですね。

それでは、報告を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

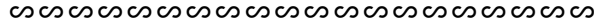
午後 2 時13分休憩



午後 2 時25分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課）

議案乙第32号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

樋口伸一郎委員長

次に、教育部関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第32号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

井手崇雄学校教育課長

議案乙第32号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）、教育部関係議案の説明を申し上げます。

資料の 2 ページを御覧ください。款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 教育総務費国庫補助金につきましては、学校教育課で雇用している特別支援教育相談員の人件費について、人事院勧告等に伴う報酬及び期末勤勉手当等の改正により補正するものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

節 4 社会教育費国庫補助金につきましては、人勧に伴いますなかよし会人件費増分の補助に対する国庫負担分でございます。

井手崇雄学校教育課長

続きまして、款17県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費補助金、節 2 小学校費県補助金及

び節3 中学校費県補助金につきましては、小学校8校、中学校4校の教員業務支援員及び不登校対策として中学校4校に設置する別室の学校生活支援員に係る人件費について、人事院勧告等に伴う報酬及び期末勤勉手当等の改正により補正するものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

節4 社会教育費県補助金につきましては、人勧に伴いますなかよし会人件費増分の補助に対する県の負担分でございます。

佐藤正己教育総務課長

項1 寄附金、目2 教育費寄附金、節1 教育総務費寄附金につきましては、佐賀県PTA連合会様から鳥栖市の教育振興に役立ててほしいとの趣旨により、現金700万円の寄附の申出をいただきましたので、予算計上いたしております。寄附金の使途につきましては、鳥栖地区小中学校PTA連合会と締結しております包括連携と協定の内容に沿った事業を行うということで、現在、協議を行っており、寄附金の使用方法を決めていくこととしております。

寄附金につきましては、最終的に11月26日に寄附の受納を行いまして、現金720万円の寄附を頂いております。

3 ページをお願いいたします。続きまして、歳出について申し上げます。人件費関係について一括して御説明いたします。

今回の12月補正予算では、款10教育費、項1 教育総務費、項2 小学校費、項3 中学校費、項4 社会教育費の各目につきましては、人事異動及び人事院勧告等給与決定等による職員の、節2 給料、節3 職員手当等の職員手当、節4 共済費の職員共済費の補正を行っております。

また、同じく人事院勧告の給与改定等による会計年度任用職員の、節1 報酬、節3 職員手当等の会計年度任用職員手当、節4 共済費の社会保険料等の補正を行っております。

それでは、人件費以外の補正予算について御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。項2 小学校費、目1 学校施設管理費、節14 工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖小学校外壁調査終了に伴います指摘箇所のうち、落下危険性が懸念される箇所について、外壁改修工事を行うものであります。

外壁改修工事の内容について御説明いたします。工事箇所につきましては、落下等による児童、教職員への危険性が懸念される箇所を優先的に、早急な対応が必要と報告を受けた場所で、管理棟、普通教室棟、東西渡り廊下の2回手すり部分についての改修を行います。工事内容としては、落下危険性が懸念されるコンクリートやモルタルの除去を行います。また、内部に鉄筋等の露出や発生、さびがある場合は防錆剤、中性化抑止剤の塗布をされることとなっております。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

資料の6ページをお願いいたします。項4社会教育費、目1社会教育総務費、節18負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、先ほど歳入でも申し上げました、人勧等に伴いますなかよし会人件費増に対する補助金でございます。なかよし会の支援員等の給与につきましては、鳥栖市の会計年度任用職員に準じていることから、今回の人件費の増額を行うものでございます。

節22償還金、利子及び割引料の令和5年度国庫補助金返還金につきましては、子ども・子育て支援交付金等の実績額の確定に伴います返還金でございます。

7ページをお願いいたします。目3図書館費、節10需用費の光熱水費につきましては、図書館の空調等に係る電気代が不足する見込みのため、追加を行うものでございます。

次に、目8生涯学習センター費、節10需用費の光熱水費につきましても、生涯学習センターの電気代が不足する見込みのため追加を行うものでございます。

佐藤正己教育総務課長

資料8ページをお願いいたします。繰越明許費について御説明いたします。

款10教育費、項2小学校費、事業名鳥栖小学校校舎外壁改修事業でございます。繰越しをいたします金額は523万6,000円で、繰越し理由は鳥栖小学校外壁調査の結果に基づき改修工事を行いますが、工事契約から工事を行う時期が3学期になり、児童、教職員の授業、学校生活への影響を考慮した工事期間を設定する必要があり、工事期間を3か月程度と見込んでおりますことから、年度内完了は見込めないこととなりますので、鳥栖小学校外壁改修事業につきましては、繰越しを行うものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。教育総務課関係分の水泳指導業務委託料でございます。令和7年度から市立小学校8校の水泳授業について、民間施設を活用した検証事業として実施することを予定しております。そのため、小学校8校が令和7年4月から民間施設を活用した水泳授業を実施するために、学校側の準備及び受託事業者側の準備期間が必要となりますので、令和6年度中に受託事業者を選定するために債務負担行為を設定したものであります。限度額につきましては、現時点で来年度の授業数が不確定であること、参考見積り徴収業者の見積り額が不確定であること等から、金額による設定ができなかったものであります。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

次に、学校給食課分として中学校給食業務委託料の債務負担行為の設定についてでございます。中学校給食につきましては、令和3年8月から民間業者に調理等の業務を委託し、完全給食を実施いたしております。今回、現在の業務委託契約が令和8年8月で終了することから、次の委託先事業者を選定し、現契約終了後、切れ目なく中学校給食を提供していくた

め、債務負担行為を設定するものでございます。期間につきましては、令和8年度から令和23年度までといたしております。業務内容として、現在と同じく、委託先事業者の施設で中学校給食業務を行うことを考えており、契約期間を長くすることで、中学校給食をより安定的に提供できるようになると考えられることから、15年間と長期の契約にしたいと考えております。限度額につきましては、委託期間における各年度契約額の総額といたしております。

契約期間中、労務単価や光熱水費単価等の変動に応じて、契約金額も変動することが見込まれることから、このように表記いたしております。

以上で、教育部関係議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

それでは、執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いします。

中川原豊志委員

4ページの営繕工事費の鳥栖小学校外壁改修工事。ここに補正額は350万円上がっているんですけども、繰越明許費の中には523万円と。実際の工事費っていうのは幾らなのか教えてください。

佐藤正己教育総務課長

実際の工事費は繰越しをいたします523万6,000円でございます。今回の補正金額が350万円となっておりますが、差額の170万円程度につきましては、今まで工事をしてきた執行残の分を合わせて歳出が見込めることから、補正額としては350万円としているところでございます。

中川原豊志委員

聞かないと分からないことですね。分かりました。

その工事内容について、今年6月ですか、外壁の剥脱したやつでその調査と危険箇所っていうのは、おおむねカバーできるということではよろしいですか。

佐藤正己教育総務課長

今回工事をお願いしている分につきましては、報告としてA、B、Cというランク分けがあっております。BとCはそこまで早急に対応する必要がないわけじゃないですけど、落下の危険性が幾分薄い、ないというところなんです。Aについては早期に対応しないと、また同じような落下の恐れがあるっていう部分を応急対応という形で今回しているところでございます。

中川原豊志委員

A、B、Cどういうランク分けがよく分かりませんが、今回、一番危険性が高いところを

やるということですが、今後、実際調査をして、ほかにもやっぱりやったほうがいいというところも出てくる可能性はあると思いますが、今後の予定とかも含めて、どういうスケジュールか教えていただければと思います。

佐藤正己教育総務課長

今後の予定につきましては、今回これをした後の予定はないわけですが、当然、予定しております大規模改造工事の順番を繰り上げて、先にやっていくような形で対応していく、その期間をなるべく短くしていく形が一番いいのではないかと考えております。

中川原豊志委員

今後の大規模改造のこともあるんでしょうが、要望になるかもしれませんが、多分、鳥栖小学校のほかにも二、三か所の学校の検査もされたと思うんですが、継続的に定期検査等を実施されていくような計画もぜひ立てとっていただきたいなど、これは要望しときます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

債務負担行為で、水泳指導業務委託料は当初予算じゃなくて、債務負担行為にした理由を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

令和6年度の当初予算のときに契約準備行為の部分で債務負担行為を設定するべきではないかという御意見をいただいたと思っております。その分で今回は債務負担行為を設定させていただいたわけでございます。

西依義規委員

金額も内容もなしで債務負担をかけられると、もうこれで認めたじゃないけど……、というふうになるんで。こっちはこっちでいいところと悪いところがあるなと思いつつ質問しますが、一般質問で答弁がありましたけど、次は8校で検証と。若葉小学校を1校したらやれるんで、もう実動になるのかなと。もう一回検証するのはどう違うんですか。本当にやるのと検証事業の違いを教えてください。

佐藤正己教育総務課長

もともと若葉小学校は検証事業で始めて、ある程度の成果は上がってきたところですが、やっぱり若葉小学校の中での授業の時制、時間が早めに終わらないといけないとか、移動するために1時間目の授業を早めに終わらせて、4時間目の授業に食い込んでいるという報告もいただいております。

当然、ほかの小学校になりますとまた移動を伴う学校が新たに出てくる可能性が出てきま

す。ですので、適正に時間設定をした上で、時間割を組んでもらう必要というのが今後出てくると考えております。

それとあと、小学校ごとに移動距離とか移動時間が、見込んでおります15分から20分程度ってというのが、本当にそれで行けるのか実際分かりませんので、そういったところを見極めながら移動時間等を含めて、水泳授業を行うための時間割、それを基に各学校の時間割をつくってもら必要もあるということで、そういった意味での検証をしていくということを考えているところでございます。

あと事業の成果はあっておりますが、授業の時間は学校ごとにつくってもらわなきゃいけないので、そこは一番課題と考えております。（「ちょっと先にいいですか」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員

債務負担行為を先に上げられる分は別にいいんですが、これも違うところと言ったんですが、一般質問の答弁の中で令和7年度は小学校8校でやっていく方向で考えているというのを聞くわけです。本来であれば、委員会の中で若葉小学校の検証した結果をまず報告してほしかったなと。そこでやっぱりよかった点、課題点っていうのを抽出して、その中で来年度以降をこうしていることを考えているというのを一般質問の答弁から我々が知るっていうものもどうなのかなというふうに思うんです。

ですから、その辺の考え方と改めてもう一回、きちんと若葉小学校の実証実験した分の検証結果を報告していただきたいと思います。

樋口伸一郎委員長

お答えはいかがでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

中川原委員が言いました前半の部分につきましては御説明が行えていない部分について、大変申し訳なかったと思います。検証結果の報告につきましては、現在若葉小学校の2学期で、12月に終わった分の検証のまとめがもう終わる時期だと思いますので、それを受けて全学年分そろったところの報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

これは閉会中でもよろしいので、もしそういう検証結果とかが出れば、ぜひ御報告をいただければと思いますので。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後2時44分休憩



午後 2 時 47 分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

西依委員の質疑から再開をいたします。

西依義規委員

私が言いたいのは、試行期間をなぜ取るのか。要は 8 校できなかつたら 6 校とかにするの
って。どういう思惑があつて 8 校なのか。

私は本試行でいいと思うんです。若葉小学校を見ましたと。じゃあ 8 校でやりますと。一
般質問で聞いていましたが、試行期間中なら、先ほど言った検証結果が出らなくてもいいとか
なつていう答え……、何で試行期間なのか分からない。併用することで何かメリットがあり
ますか。プールを残したまま、ずーっと試行期間、試行期間とすることに何かメリットがあ
るんですか。

あと、債務負担行為で水泳指導業務委託料しか書いていないんで、小学校 8 校であるとも
書いていないし、中学校をやるとも書いていないし、若葉小だけとも書いていない。これで
認めてくれと言っているわけですか。この一行で我々はどういうふうにおうけを出すん
ですか。口頭でしか聞いていない分で認めるということですか。

佐藤正己教育総務課長

検証期間の部分につきましては、先ほど答弁しましたとおり、学校ごとに授業時制をつ
くってもらふ必要があり、いきなり本番というのは経験していない学校について授業をどう
やって組んでいくのかということ——今、実際にお話をさせてもらっているんですけども、
本当にこの組み方でほかの授業に影響がないのかとか、実際の午前 9 時から午前 11 時とか、
施設によっては午後 1 時から午後 3 時とかが出てくる、今度は今後の授業も
入ってくるようなこともあります。午後からの授業は厳しい、子供たちが給食の後だったか
ら影響があつたとか、そういったいろんなことが、こういう期間の中で初めて分かつてくる
部分がありますので、そういった部分を調整していく中で課題解決をしていくという分の初
年度ということで、検証期間ということを令和 7 年度は設定しております。

債務負担行為につきましては、現状この部分が小学校とかがついている表現ができていない
ところにつきましては、財政課と文章をつくっていく中での落ち度というか、きちっとした

情報提供ができてないところだと感じます。大変申し訳ございません。

西依義規委員

市役所にとっては試行期間やけど、子供たちとかにとっては本番なんです。全部本番。練習でも何でもない。保護者にとっても本番。だから、試行期間っていうのが8校と民間2者では無理だと、取りあえず4校か6校でいこうかという思惑があるならまだいいですけど、もう8校でやるという方針があるならば、なんでしなかったのかなって思ったからでした。

もうこれ以上言ったって……、いいです。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

6ページの節18負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金。この内容は基本的には人勧絡みのやつということでよろしかったでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

おっしゃるとおり、人勧で上がった分の補正でございます。

成富牧男委員

生涯学習課の努力の結果でしょうけど、民間のクラブも増えてきてますよね。そこに働いてある支援員の皆さんは、基本そこそこに任せていますでしょうけれども、こちらから一つの目安になるような基準、例えば、市役所に準じて、なかよし会ではしていますよとか、何もないんですか。それとも一定の目安みたいなものがあるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

民設の給与について、鳥栖市のほうから基準的なものを示していることはございません。

成富牧男委員

私はそういう目安みたいなものを示せるものならば、やっぱり示すような――国の考え方にも全くないことはないと思いますので。例えば、補助金を出すときの算定基礎みたいな感じもひょっとしたらあるんじゃないですか。それはないんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この子ども・子育て支援補助金につきましては、当然、そういった社会状況というか、そういったものを加味して、それぞれの単価が国のほうで設定をされていますので、毎年、基準単価というものを見直しもされているところなので、その単価を加味したところで、各施設の設置者が給与等についても努力をされているというふうに考えております。

成富牧男委員

結構、なかよし会の話で、いろいろなお話をこれまで私自身もやってきているし、多くの

方もやってありますけれども、やはり支援員の待遇改善っていうのは、やはり子供の健全育成支援に資するものだと、影響があるものだと思いますので、指導できなくても積極的な情報提供とか、そのことに関しての情報提供、例えば、この問題であれば、人勧で今、なかよし会としてはこういうふうになっていますとか。そういうの情報提供ができるのであれば、そういうものがやっぱり必要じゃないかなと思ってます。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

支援室という名前もいただいております、また具体的な活動の準備をしているところですが、今、計画としてはまず大雨が多いですから、給料とは見方が違うんですけど、災害対応を今後どうしていくのかの話を年明けの3月頃にやっていければと考えております。併せて、先ほど牛嶋課長からもありましたけど、補助金の手続の在り方、その先に、成富委員が言われるような内容の精査までは、少しイメージだけは持っています。ただ、具体的な着手はまだです。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございます。分かりました。

これも何回か言ったと思いますけど、例えば、保育所関係やったら、官民一体の協議会で、何かそういうのがあるでしょう。任意のものかもしれませんが、それも含めて、そういうものもつくって、情報交換とか交流等ができるような、そういう場も設けられてはいいかでしょうか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

今、民設民営の方だけの集まりの中に生涯学習課を呼んでいただいていると。一定の集まりはあるんです。それと別に学校と学童の連携を考える会議体を今年から始めているんです。その中で支援員さんの質の向上といった視点から研修等も今、試験的に行っていると。

ちょっとやりにくさもあったものですから、支援室主導で年明けて民設民営の人となかよし会の人と我々と、補助金もそうですし、場合によっては先に給料もそうでしょうし、あるいは災害対応もそうでしょうし、質を上げる研修の在り方もそうでしょうと。そういう課題があることを話し合っていきましょうという、会議体とまでは大げさにはいきませんが、そういうものをつくっていくイメージで今、準備をしています。

以上です。

成富牧男委員

ちゃんとそれぐらい準備しとるみたいな感じに聞こえましたけど、非常に結構なことで、ぜひそういう場をつくっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

西依義規委員

私も同じところで、人事院勧告で上がる方々っていうのはここに携わっている方全員ですか。例えば、短時間の方とか全部？

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

基本的に全員です。

西依義規委員

今、ネットで見たら、支援員さんは1時間1,024円からってなっていますけど、その方が時給はいくらになるんですか。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

今、市役所の給料に準じるというなかよし会の勤務形態が大きく4つあります。一つが常勤さんの週30時間勤務、一つが常勤さんの週20時間勤務、それと代替えさんという時給の勤務、それと事務局の月給の勤務、この4つです。

特徴的なところを言いますと、今回の上げ幅が増加率で11%から14%全て上がっていると。常勤の30時間の1年目の人が幾ら上がったのかというと、改定前の13万8,967円が15万8,554円になりますんで、増額が1万9,587円、14%の増加率です。5年目になると、1万7,497円で11%、給料が5年目までは市役所も上がるようになっていきますんで、それに準じてなかよし会も5年目まで上がるという整理をしていますんで、そういう開きがあります。これは常勤の20時間さんも代替えさんも基本一緒です。そのような上がりになっています。

以上です。

西依義規委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一個、債務負担行為の中学校給食業務委託料。先ほど説明で15年間することのメリットは十分分かりますし、それぐらいのスパンをしたほうがいいかなという気はするんですけど、時代も変わるし、いろんな要望とかニーズとか変わったときにこの委託契約っていうのが例えば、こっちの要望があったらお互い話合いますとか、質が悪くなったら、質をよくしてくれよって言ったら、はい、分かりましたと、15年間はどういう感じの委託契約になるんですか。簡単でいいので、ざっと教えてください。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

委託契約の内容については、事業者で調理場を用意していただいて、そちらのほうで給食

を作ってください。そして中学校のほうに配送、そして中学校でパントリーでの配膳まで、そして帰ってきてからの洗浄、ここまでを委託する内容になっております。

実際うちのほうからは、栄養士が毎日現場を確認に行って、衛生管理じゃないですけども、そういう部分についてある意味確認ということでさせてはいただいております。あと、必要な部分ですね、こういうメニューを出したいとか、当然、献立等は市のほうでつくっておりますが、それについて、実際設備等の面とか、人員の面とかで、できる、できない部分もございますので、その辺りは委託業者のほうと常に話し合いをしながら進めているところで

西依義規委員

実際は、この委託先に関してはもう選択肢はあんまりないと思うんです。今やられているところをお願いする以外の可能性ってあるんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

選定については、公募してプロポーザルということで選定をしていきたいということでは考えております。

西依義規委員

あともう一個、総額も債務負担行為にあるんで、例えば、ごみ処理場とかはもう何十年をまとめて、どんとなんで、給食という事業に合うのか合わないのか、よく分からないけど。こういうのは結構あちこちの自治体でされているんですか。15年とか長期にわたって委託をされるみたいなやり方。近隣自治体とか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

委託期間については、自治体それぞれであるんですけども、やはり委託する中で15年とか20年とか、そういう契約というのはよくある形態ではございます。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

中川原豊志委員

よくある話ということではございますけど、今回初めて15年という長い期間になるんで、15年のメリットもあるかしらんけれども、逆に15年にするデメリットみたいなものはないのか。例えば、15年間同じ業者だから、だんだんだんだんマンネリ化になってきて、市役所の職員さんともツーツーになって、どこかで手抜きが出てきたりとか、ミスが出てきたりとか。15年は15年でいいんだけど、3年ごととか5年ごととかに何らかの見直しじゃないけど、そういうふうなものを入れていくようなことじゃないと、本当に15年したほうがメリットが多いのかなって不安もあるんですが、デメリットは考えられるんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、デメリットということで、話される部分ですが、当然、15年間という長い間になってまいりますので、うちとしてはその業者の経営状態とか、その辺りも含めて、常に業者がどういう状態にあるのかというのは確認をしていきたいと考えております。

また、言われるようになれ合いとか、そういう部分が出てくるんじゃないかについては、やはり業者のほうとは実際の現場でされている調理員の方、それ以外にも営業の方もいらっしゃいます。そういう方たちと含めて話合いの場を持って、基本的には私たちは十分、学校給食をよくするという立場にございますので、その方向での話合いというのはしていきたいと考えております。

中川原豊志委員

15年間ずっと状況が変わらんとも限りませんし、本当に今、課長が言われたように相手先の経営状態が急に調子が悪くなることも考えられんこともない。そうしたときに、長期間にしとったほうがいいのかというのも分からんので、やはり長いけれども、ちゃんと区切って管理とかするような、期間を設けるようなことができないのかなと思うんですけど。3年ごとに何かをするとか、5年ごとに何かをするとか、全くそういうふうなものは契約条件には入らないわけですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

先ほど言われたように、定期的にそういう機会を設けてはどうかというお話なので、その辺りについては他市の契約の在り方とか、その辺りも含めて、今後また検討はしてまいりたいと思います。

中川原豊志委員

最後に、中学校の学校給食の在り方については、今、委託契約をしているんですけども、もともとの小学校、中学校の学校給食については、給食センターに統一しようという動きがあって、中学校の給食センターも建設しようという動きがあったかにも思っているんですけども、中学校の給食センターの建設については、15年ということにすると、もう完全にゼロになると捉えられるんですが、中学校の給食センターの在り方についてはもう今後、市では建設はしないということを決めたということで判断してもよろしいですか。

部長答弁でもいいです。

姉川勝之教育部長

まず、この中学校給食は15年でいろいろ御議論いただいておりますかと思っております。

で、中川原委員から言われてありました途中で区切るのかというのは、先ほど課長も答弁しましたが、他市の契約状況とかも確認はしたいと思うんですが、なかなか5年でどっちに

なるのか、契約解除するかもしれないよってというのが、果たして契約条項として成り立つかっていうところも含めて確認をさせていただきたいと思っております。

そして、この中学校給食を15年間するということに関しましては、現状、学校給食の基本計画の中では市内で2か所を設置するという事で明記をしております。

そういった中で、迅速になおかつ効果的に学校給食を提供していくために、今回、15年間については民間委託、それ以降の部分について、どうするのかと、その15年以降っていう話までは現時点ではきちっとしたお答えはできかねるかとは思っております。

ただ現状、15年間については、民間のほうでお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員

ということは、まだ、市の給食の在り方については、市内に2つの給食センターを造るという方向性はゼロにはなっていないと、消えてはいないと聞こえるんですが、その考えのまんま進んでいくということですか。

姉川勝之教育部長

教育委員会といたしましては、給食センター及びこの民間施設による給食施設を持って2か所と認識をしているところでございます。これが令和15年以降、民設が続くのかってというのはそのときの状況もしくは今後の児童数の状況、等も踏まえますと、もしかすると全体的に今度もう、2か所までが要るのか、要らないのかって議論の整理も必要になるのかというふうに考えおります。

以上です。

樋口伸一郎委員長

少なくとも、15年契約の間に建設をするというふうな方針が出たと仮定すれば、重複しますよね、もう契約していますから。ですので、その15年間は現実的に考えてできないんじゃないですか。その契約を担保したまま建設するなら別ですけど、現実的に有り得なさそうではありますね、15年間契約をしたと仮定すれば。

中川原豊志委員

市の今後の給食の提供の在り方についてですけれども、小学校の学校給食センターを建設するにあたって、自校式かセンター式かということで、いろいろ協議をされて、小学校の給食センターを造る、中学校も給食センターを造る方向も考えながら、今は民間委託という形になっている状況だと思うんで、その辺のところの今後の中学校の給食センターのところは市で造るのか民間委託のままでいくのか。その辺の文面的なところで、きちんと整理ができるのであれば、整理をしとってほしいなというふうに思います。

田村弘子委員

先にまとめちゃうかもしれません。学校給食のことですけれども、質の担保だとか安定的な供給と、いろいろここで議論することもあるんですけれども、やはり給食を最後に食べる中学生が、おいしかったとか給食で栄養が取れたとかいうような――今、社会状況などなども考えていくと、給食がない時期に栄養がちょっと不足したっていうようなお子さんも今後また出てくるかもしれませんので、安定的な供給だとかということも大切ですけれども、質の提供が変わらないように、やはり15年という長期になってきますので、15年も契約したからお願いします、ではなく、先ほどから言われているように、どこかのタイミングでちゃんと確認をしていく、そして子供たちのために大人が何ができるのかっていうところは、もう一度考えながら、契約の在り方など結び方などは検討していただきたいなと思っておりますので、そこは十分をお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

お答えできますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

委員さん方からお話があった部分ということもありますし、やはり質の担保をずっと15年間続けていくという意味では、うちのほうも事業者となれ合いにならずにという部分が必要になってくるかと思えます。先ほども申しましたように、今後、他市の事例等も含めながら、その辺りの仕組みをどうにか入れ込んでいきたいという方向では検討していきたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

西依義規委員

もちろん新しくプロポーザルをされるんでしょうけど、今の中学校給食の業者さんの評価、子供の評価もそうですし、先生方に聞くとか、どういうふうに把握されているんですか。毎年アンケートを取っているとか、抜き打ちで検査するとか、今の質の部分の内容を含めて、どういうふうに担当課として把握されているんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

基本的に栄養士のほうが調理現場のほうに毎日見に行くようにはしております。

で、その上でまた事業者の営業の方たちも含めて話合いの場を持って、確認をするようにはいたしております。学校の評価ということであればアンケート等までは取ってはいないんですけれども、各学校の給食主任の先生、献立委員会の際などにこちらのほうにも来ていただいて、学校での給食――味も含めて、おいしかったとか、こういうものがあったら食べや

すいとか、そういうものを含めて御意見を頂くようにしております。

西依義規委員

これが令和8年度からなんで、もう一年丸々あるってことですね。まだ今、令和6年度なんで。だから令和7年度にプロポーザルしてするんでしょうけど、それまでに今のこの検証——もちろん子供の意見を聞いて栄養士さんが一粒ぽつってやって、これで栄養があるからって、それは給食じゃなかろうけん、もちろん栄養士さんから見た給食の評価と栄養士さんが考えているものをちゃんともものにした評価と、食べる側はやっぱり一回整理をされたほうが、思い思いを勝手に言うので。一回そういう指標を持つとったら、今までもこうやって安全についていうか、評判よくできましたっていうのができるんで。そういったことを令和7年度にしたりする予定はないですか。何もなしにプロポーザルでして、15年間いくんですか。この5年の評価とか、3年の評価をされる予定があるのか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、プロポーザルについてはフラットな提案ということで入ってまいりますので、特段、その事業者ということでの見立てというのはない状態でいくかと思うんですが、当然、現行業者については今までの実績も加味して、やはり見ていくことになるかと思います。そういう意味ではプロポーザルまでに一度、現行業者については、うちの中での考え方というものを整理してから望むことにはなるかと思います。

西依義規委員

ここで言っているいいことか分からんでしょうけど、完全給食を一緒にお願いしますで、何年後に引くなんて——それはちゃんと競争してほしいですよ。そんなことしたら、私はびっくりするんで。現状で3年、4年、5年して、これをプラス15年で20年間分かるんですけど。ガチンコで——もちろんそうしないといかんとでしようけど、それはプロポーザルって、今までの実績を加点するんですよね。もうフラットで全部行くんですか。ここで言っているいいことですか。

姉川勝之教育部長

プロポーザルの評価の仕方については、これから他市の事例等も参考にして詳細については詰めていくような形になるかと思います。一応、公募型になりますので、12月補正で債務負担行為をお願いさせていただいているのは、当然、新規の業者になった場合には、新たに建設等も必要になってくるかもしれませんが、現在、受託しております業者さんについても完全給食としては5年ですけど、それまで以前が弁当給食をやっていたら、実質的にはもう結構な年数がたっております。

ですから、もしかすると、事業者さんのほうから建物自体の改修なり、補修なり、もしくは

は建て替えなりとか、そういったことを考えられているかもしれません。

ですので、教育委員会といたしましては、そういったものを含めたところで、公募をかせせてもらって、先ほど言われたような食のことについての御提案とか、あと、安全管理の体制についての御提案とか、それに合わせて当然、これまでの実績等々を加味して、プロポーザルで評価をさせていただきたいというふうに考えております。

西依義規委員

分かりました。そういったフラットということですね。

そうならば、トスパレスの土地とかで無償ですればいいかなと思ったんで。

以上です。

成富牧男委員

今、いろいろ出ています。委員の皆さんの意見は一つ一つそのとおりでなと思いました。それでやっぱり15年って結構長いですね。さっき部長も言われたとおり、今後の児童数とか考えないといけないですね。それとあと1つ、中川原委員が言っていた2か所って最初に言った分で、例えば、15年たったら、今の小学校のあそこも、20年過ぎるとかな。幾らになりますか。15年たったら。もうそろそろ建て替えのことを考えないかん時期になるわけよね。建て替えの時期っちゅうのはどれぐらい見込んでいるんですか。

樋口伸一郎委員長

現給食センターですね。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

現行の学校給食センターが今、ちょうど建てて10年を迎えたところです。具体的に建て替えの時期まではまだ考えていないんですけども、当然、あと10年後ぐらいには大規模改修等を施す時期には来るかは考えております。

成富牧男委員

そうですね。今、いろいろ出た意見もあるし、今のような長期的なスパンで考えないかんこともあるし、いろいろと出よるけれども、一番可能性があるのは、もう今の事業者さんが引き続きとなると。そうなると、さっきから出ているように、思わぬところで、また前のように事故を起こしたらいかんから、これはちゃんとしてもらわないかんというようなことになれば、こういうやつはもう絶対向こうの言うことを聞かないかん——別の言い方をすると、足元を見られたような状態でやらんといかん状態になると思うんです。だから、そういうところも含めて、いろいろ出たことも含めて、せつかく1年間あるわけでしょう。令和8年度からということだから。他市の事例もって言っているから、しっかり中身を検討して、質の問題、それから請負額の問題でも、市がこんなはずじゃなかったって言わんでいいよう

に。

今の契約になるときにも同じような質問か反対討論かかしたもんね。弁当給食から中学校給食になるっていうときに、ちょっとそういうおそれがあるんじゃないかと。契約はしたものの、もうこういうところがこうなってきたりしておりますからって、思わぬ経費が増えるおそれがあると。そういうところも加味してくださいって言った覚えがありますので。ぜひ、そういうところも今、いろいろな意見が出ている内容を含めてしっかり考えて、プロポーザルに臨んでいただきたいなと思います。当然、その前にここに説明があると期待しておりますので、よろしくお願いします。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

契約に当たりましては、御指摘の部分等も含めて、中身について詰めていきたいと考えております。今、先ほどのお話の中で実際、稼働自体は令和8年度からですけれども、実際はその前に新設をされる場合であれば、当然、建設期間等も必要になってまいりますので、実際の契約自体は5月以降ぐらいになるかと思いますが、それぐらいのタイミングにはなってくるかと思いますが。プロポーザルはもうその前の時点で選定をさせていただく形になるかと思いますが、そういう業者の提案部分、こういうものも確認はしていきたいと考えております。

緒方俊之委員

2ページの歳入の寄附金のところですか。PTAから720万円って言ってましたっけ。

樋口伸一郎委員長

720万円かどうかお答えください。

佐藤正己教育総務課長

予算計上時は具体的な金額がはっきりしなかったっていうこともあって、700万円という形で上げさせていただいておりますが、11月26日に寄附受納をした——予算計上した後に確定した金額では720万円頂いたという形でございます。

緒方俊之委員

この使用については、何に使うのか、ある程度決まっているのであれば教えてください。

佐藤正己教育総務課長

用途につきましては、先ほど言いましたようにPTA連合会と協定を結んでおりますので、教育部の課長級と向こう側の役員さんたちと3回ほど協議を行っております、ある程度方向性が固まってはきておりますが、まだお知らせするような状況ではないので、申し訳ございませんが、発言は控えさせていただきます。

緒方俊之委員

P T Aのほうではもう発表されているんですよね。(発言する者あり)

樋口伸一郎委員長

暫時休憩いたします。

午後 3 時25分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 3 時34分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

佐藤正己教育総務課長

現在はP T A連合会さんと協議を行ってござりまして、使途のほうは正式に決まっていない状況でありますので、今後決まりましたら御報告をしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

- 議案甲第41号工事請負契約の締結について**
- 議案甲第42号工事請負契約の締結について**
- 議案甲第43号工事請負契約の締結について**

樋口伸一郎委員長

続きまして、議案甲第41号から第43号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、議案甲第41号、議案甲第42号及び議案甲第43号工事請負契約の締結について一括して御説明申し上げます。

旭小学校校舎大規模改造工事に伴い、建築・電気設備・機械設備に係る工事請負契約を締結するものでございます。

議案書で説明をさせていただきます。

議案甲第41号工事請負契約の締結でございます。旭小学校大規模改造工事（建築工事）でございます。11月28日に公募型指名競争入札を行い、落札されました栗山・今泉・坂口共同企業体と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。現在は契約金額16億6,100万円で11月29日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、議案甲第42号工事請負契約の締結でございます。契約の目的は旭小学校校舎大規模改造工事（電気設備工事）でございます。11月28日に指名競争入札を行い、落札されました株式会社電興社東部営業所と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。現在は契約金額1億7,600万円で、11月29日に仮契約を締結したものでございます。

最後に、議案甲第43号工事請負契約の締結、契約の目的は旭小学校大規模改造工事（機械設備工事）でございます。11月28日に指名競争入札を行い、落札されました栄城設備工業株式会社鳥栖営業所と請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により市議会の議決を求めるものでございます。現在は、契約金額2億130万円で、11月29日に仮契約を締結したものでございます。

いずれの工事も工期といたしましては、鳥栖市議会の議決を得た翌日から令和9年9月24日までを予定といたしております。

旭小学校校舎は鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積6,185.35平方メートルでございます。工事内容といたしましては、建築工事では屋根及びとい、外壁、軒天、建具、内装、エレベーター等、仮設校舎建設、解体を行います。

電気設備工事ではキュービクルと幹線設備、電灯設備、コンセント、火災報知機等の工事を行います。

機械設備工事では給排水設備、ガス設備、空調・換気設備の工事を行います。

以上で、議案甲第41号、議案甲第42号及び議案甲第43号工事請負契約の締結についての説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明は終わりました。これより質疑を行います。御質疑のある方挙手にて御発言ください。

中川原豊志委員

取りあえず3つの工事について、それぞれ指名業者数と落札率を教えてください。ついでに、市内業者数も含めてお願いします。

佐藤正己教育総務課長

建築工事につきましては、共同企業体を設定してもらっておりまして、2グループから公募型の申込みがありまして、2つとも市内業者でございます。落札率につきましては、99.23%でございます。

続きまして、議案甲第42号の電気設備工事につきましては、市内業者というか、市内に事業所がある登録者で数までは今、手元に資料がございませんが、落札率は98.39%。

機械設備工業につきましても申し訳ございません、市内の業者数が手元に資料はございませんが、落札率は97.09%となっております。

以上でございます。

中川原豊志委員

大丈夫です。ありがとうございます。

樋口伸一郎委員長

ほかに。

西依義規委員

この委員会に入って、あちこち小中学校を見に行って、これは大規模改修のときにやっておけばよかったのについていうのをよく聞くんです。

今回、旭小学校さんが今までいろいろ出たものを全てクリアできるのか、いや、これでもクリアできないものがあるのかっていうのは、何かあるのか。

ちゃんと全部クリアしていただきたいなという意味です。

佐藤正己教育総務課長

大規模改造工事につきましては、ある程度、設計年度とか分かっておりまして、旭小学校につきましては、令和4年度から各学校の先生方等から改善点とか、こういうふうな施設があったほうがいいのかって、ずっとアンケートで聞きながら、盛り込めていけるところは盛り込んでいまして、どうしても建物の構造上できないっていうところはお断りしておりますが、ちょっとした改造とかで可能な部分については意見を反映した形で設計とかに臨ん

でいるところでございます。

設計して、建築していくようなところでございます。

西依義規委員

参考までに、どうしてもできないところというのは、例えばどういったのがあるんですか。(発言する者なし)

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後 3 時 41 分休憩



午後 3 時 41 分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

佐藤正己教育総務課長

一例ではございますが、保健室とか事務室とか、出入口が中からしか入れないってことで、外側に出入口をつけてほしいとかっていう要望があったんですけど、保健室はもともとあったので、そこをきちっと形にする予定にしておりますけど、事務室であると分厚い壁をくり抜くような形になるってということで、その部分については対応ができないってことでお断りするとか、やっぱり躯体自体を大きく触らなければいけないような要望が出た分については、申し訳ないけどお断りをしているような状況でございます。

樋口伸一郎委員長

よろしいですね。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

僕も設計内容を見たわけでもないし、今回工事のやつが出ているんで、工事の内容まで詳しく分からんですけれども、先般、田代中学校の校舎を見たときに、風が吹いたら窓ガラスがガタガタガタガタするというふうなことであそこも窓の枠が木製やったですもんね。

旭小学校の廊下と教室の間のところも木製の窓枠じゃなかったのかと思うんですが、そういったところについて、今度の大規模改造のときに音がしないように木製をきちんとやり直

すか、もしくはアルミにするとかっていうのは入っていたりするんですか。

佐藤正己教育総務課長

建具につきましては、全面的な更新ということでアルミに変わります。

樋口伸一郎委員長

建物はどこまでの範囲ですか。例えば、取付けが可能な建具とか、今、言われた、もう窓枠から小さい柱とかまでいくと、結構な建具ってあるじゃないですか。全部ですか。

佐藤正己教育総務課長

教室の南側の窓は活用できる分はするってということで、廊下側の出入口等は入替えを更新するというふうには聞いております。

樋口伸一郎委員長

補足はありますか。

西木純子教育総務課長補佐兼総務係長

すいません、詳細までは手元に資料がないのでお答えできないんですが、田代中学校の窓枠の件で御指摘等いただいている分については、改善ができるような改修工事をするにしております。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

ほかにあればどうぞ。

成富牧男委員

3つあって、最初が公募型指名競争入札と、あとの2つが指名競争入札ですね。

公募型指名競争入札と一般的なプロポーザルと、これと3つの違いを教えてくださいか。併せて、2業者って言われましたよね。そうすると2番目の業者も公開されているんですか。

佐藤正己教育総務課長

建築工事につきましては、1件の工事金額が5億円以上の場合はJVですか、共同企業体という形がありましたので今回――前回の田代小学校のときも同じような形でさせていただいたんですけども、市内にある建設業者7業者のほうに公募型っていう案内をいたしまして、3者と2者という形での申込みがっております。そういう意味での公募型という形で行っております。

成富牧男委員

少し分かったけど、公募型というのは、どういうものを言うんですか。単純にプロポーザルとまた違う、「公募型指名」というものが入っているけど。その定義だけ聞いております。

佐藤正己教育総務課長

5億円以上ですので、今回のこの工事に対して、共同企業体を組んで参加申込みをしてくださいという形で公表していますので、申込みをしてきた共同企業体が今回落札されたところと、もう一グループあったということです。

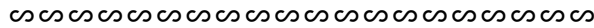
成富牧男委員

そういう形態を公募型指名競争入札ということでもいいんですか。(発言する者なし)

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後3時47分休憩



午後3時48分再開

樋口伸一郎委員長

再開します。

佐藤正己教育総務課長

今回の公募型というのは市内の業者で共同企業体をつくってくださいという条件づけを行って公募いたしたところで、申込みがあったのが2グループという形で入札をしております。

成富牧男委員

今のは分かったけど、だからプロポーザルとの違いはどこになると。

佐藤正己教育総務課長

プロポーザルはもともと提案を受けて、金額とかはもう全然ないので。これはあくまでも設計をしてもらって、入札していただいているということです。

成富牧男委員

よく分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、質疑を終わります。

執行部の一部調整のため、暫時休憩をいたします。

午後 3 時48分休憩



午後 4 時再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

報告（学校給食課）

学校給食費の改定について

樋口伸一郎委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から御報告をお受けしたいと思っております。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

それでは、議案外報告といたしまして、給食費の改定について報告をさせていただきます。

資料をお願いいたします。学校給食費につきましては、現在、小学校給食では1食当たり265円、中学校給食では1食当たり320円としております。学校給食費につきましては、食材費等の高騰が続く中、学校給食の質を維持していくため、額の改定を行うものでございます。

額の改定に当たりましては、前回改定した令和5年4月からの食材費等の上昇率、約11.7%を参考としております。

この食材費等の上昇率につきましては、本年9月までの消費者物価指数の動向や来年4月に予定されております米の価格改定を織り込んで試算した食材費価格を基に算定したものでございます。

改定後の1食当たりの学校給食費は小学校給食費が30円の増となる295円、中学校給食費が35円の増となる355円とすることとしております。

施行日といたしましては、来年4月1日といたしておりますが、保護者の負担につきましては、これまでと同様の対応を検討しているところでございます。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

樋口伸一郎委員長

それでは、この際ですので御確認、御意見等ありましたらお受けしたいと思ひます。

中川原豊志委員

現行の小学校265円、それから中学校320円で、令和5年4月から物価高騰分が幾らだったのかというのはどこかに書いているのか。で、その分を公費で負担したということだったと思うんですけども、令和5年4月が265円であれば、その前の金額——物価高騰の前の金額が幾らだったのか。実際のところ公費負担が幾らになるのかというのを教えていただきたいなと思ひます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

令和5年4月に改定をして、現行では小学校265円、中学校320円となっておりますが、それ以前の金額につきましては、小学校が250円、中学校が300円でございます。

現行の公費負担をしている部分というのが、前回値上がりした小学校15円、中学校20円の部分、この部分を今、公費で負担しているところでございます。

中川原豊志委員

今までの公費負担分については、物価高騰対策の国の補助金を入れての分で補助しよった分だと思ひただけですけども。今後の国の補助金というはあるのか。全く市の公費負担になるのか、その辺のところはどうですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

国の臨時交付金につきましては、11月に閣議決定された経済対策の中では、給食費についても使えるということで、メニューは示されているところでございます。

ただ、鳥栖市に対する実際の金額がどうなるのかとか、そういう具体的な部分とかはまだ分かっておりませんので、実際の財源をどう充てるのかについては、まだ確定したものはございません。

中川原豊志委員

国の補助金があるんであろうけれども、それが幾ら使えるのか分からない、ただ、どっちにしてもこの値上げ相当分については、もう国の補助金を使える、使えないは別として公費で補助するというところでよろしいですか。

姉川勝之教育部長

令和6年度につきましては今、議員がおっしゃっていた交付金と競馬事業活用基金からの繰入金とこの2つで、公費負担を行っております。

令和7年度につきましても、現状は先ほど立石課長が申しましたように、国のほうでは経

済対策で学校給食費の物価高騰対策という部分がメニューとして上がっておりますので、今後、具体的な数字等が国のほうとかから、全体として幾らなのかというのが下りてくるのかなと思うんですが、そうしたところを踏まえて、これまでの公費負担と同じような対応ができるような検討を今、進めているというふうな状況でございます。

中川原豊志委員

極力、保護者の負担にならないよう、よろしく願いしときます。

西依義規委員

実際の金額は今、値上がり分は幾らですか。当初予算ベースでいいですけど、全体のこういう負担は分かりますよ。ですけどその部分だけ——例えば、今は小学校で15円、中学校で20円ですけど、値上がり分は市が出してやっていますよっていう金額は幾らですか。人数で掛ければいいんでしょうけど。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

令和6年度に、実際に公費負担分として予算に上げている分については、約2,000万円になっております。

西依義規委員

それは全部合わせてでしょう。もともと上がらん……、私が言っているのは、恩着せがましく負担してやっていますよという15円を、かける小学校の人数で何円になるんですか。中学校やったらプラス20円でしょう。上がった分は市役所が見ますと。それは何円ですかと聞いています。今のは265円掛ける人数分をしたでしょう。違うんですか。（「15円掛ける人数と20円掛ける人数分で」と呼ぶ者あり）

それで2,000万円？それが今度プラスになると幾らぐらいになるんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

来年度の人数等で見込みながらの試算でいくと、それが約5,000万円になります。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

この件はよろしいですね。



報告（教育総務課）

鳥栖中学校の雨漏りについて

樋口伸一郎委員長

ほかに報告等があれば。

佐藤正己教育総務課長

資料等がありませんので、口頭による報告になりますが、鳥栖中学校の雨漏りの件につきまして、事務点検をしていただきました所管事務調査をしていただきました後の対応といたしまして、御報告をさせていただきたいと思っておりますので、この場をいただきました。

令和6年度の鳥栖中学校の対応につきましては、現在、鳥栖小学校の壁の崩落を受けて外壁調査を行っておりますので、その調査報告が3月中には上がってきますので、そういう状況でございます。

もともと令和6年度予算といたしまして、中学校の普通教室と階段室、建具等改修工事ということで、東西にあります階段の踊り場付近——2階の窓とか、壁辺りから雨漏りしていた部分で、東西のそういった建具等の改修をする、外壁のひび割れ等の補修をするということで、予算を730万円程度つけていただいておりますが、その工事に実際取りかかっておりまして、契約をして、準備をしていただいておりますので、工事にはかかるところでございます。

あと、飛松議員の一般質問にもありましたけど、職員室の雨漏りの分につきましても、報告を受けましたので建設課の職員と現地確認を行いまして、1階の屋根の屋上の部分の防水シートの部分の補修箇所等が分かりましたので、その補修工事を行うことの準備を進めているところでございます。令和6年度の所管事務調査以降の対応としてはそうです。

飛松議員が一般質問で、職員室のコードで、電気が入っていない電源がありますよと言われていたのかなと思うんですけども。天井から伸びている電源コードの写真の資料があったかと思います。そこにつきましては、修繕はもう終わっております。11月の終わり頃にそういった報告もうちに受けましたので、修繕はもう終わっているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

所管事務調査移行の経過報告ということで御報告いただきました。この際ですので、御確認したいこと、御意見等ありましたら挙手にて御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

北側の通路のところに、恐らく教科書を置かれているところが、北からの雨漏りというか、吹き込みか何かで教科書がぬれるということがあって、雨が降ったときに、もう教科書を持

ち込んで、教室の中に置くとかしないといけないと。その対応策について、以前キャビネットみたいなものを置けないのかという話もしていたんですが、キャビネットを置くに当たって、きちんとしたサイズのやつがないとか、廊下に置くと消防法が問題だとかいうことで進んでいないような話があったんですが。そここのところの対応は今後できるのか、できないのか。考えているのか。

佐藤正己教育総務課長

所管事務調査のときには、そういったお話をさせていただきまして、実際キャビネットを置くことについて学校とかと話をいたしまして、置く場合の課題とかを調査していったところで、常時置くとなると、消防法上、廊下の幅が必ず1.8メートル以上なければいけないという規則があるのが分かりまして、常時置いておくっていう形では対応できないということで学校側と話をしました。

そこで学校側としては今のままで、移動とかで何とか対応しますっていうお話をいただいておりますので、現状その部分については対応できていないところでございます。

中川原豊志委員

僕はそこが一番大変っていうか、大切なところかなという気がするんです。教科書がぬれてしまったら、授業に影響を及ぼすこともあるかもしれないので、例えば、キャビネット—あその棚のサイズを、既製品で探すのは大変だけれども、そのサイズに合ったものを作成してもらうとか、もしくは、多分、北側の窓からの吹き込みかもしれないという気がするので、そこだけをまず調査をして、そこからの吹き込みを防止するとか。そういう対策ぐらいはやってもいいのかなと思うんですけれども、できないですか。

樋口伸一郎委員長

お答えできますか。

佐藤正己教育総務課長

今、言われました、棚のサイズの部分は私も実際いろんな形で調査をしまして、やっぱり既製品ではないということで、一部だけっていう形では大変困難で、するなら全部しなければいけないということで、金額等は見積もっておりませんが、相当かかるのかなっていうところで、今のところ対応していないところでございます。それと、中の部分だけを扱うっていう形だけでも、くくりつけの棚は、はつるという作業がどうしても発生していきます。そうすると現状、音に敏感な生徒とかおられますので、そういった時期的な部分が可能であるのかとか、そういった部分の調査を行った上で対策ができるのか検討しなければいけないかなと今、思っております。

中川原豊志委員

飛松議員の一般質問の中で思ったのが、大規模改造工事のときにしかできないような答弁だったように聞こえます。そうすると今、旭小学校が今から3年、基里中学校が設計に入ってから3年、早くても七、八年かかるのかな。じゃあ雨が降ったときに、毎回毎回、教科書をこっちに持ってくるような作業を七、八年もできるのか。それよりも先に、やっぱり今できることがないのか、まずは調査するでもいいし、今の小学生や中学生に何とかできる方法を考えるべきではないのかと思うんですけども。

さっき言った既成の品物がなければ、新しく作成してでもしてあげる、もしくは、ここだろうと思える吹きつけ先については、もう調査して、できる限りの改修工事を、修繕を何とかいうことをやっていただきたいと思うんですけども、できれば委員会として、ある程度その辺の整理をして、やっぱり、どうにか今の生徒たちに、ある程度もう少し快適な授業ができるような対策を打ってほしいというのを委員会で要望できないのかなと思うんですけど。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後 4 時15分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午後 4 時39分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

これにて御報告は終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

樋口伸一郎委員長

続きまして、現地視察につきましてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、12月17日火曜日の午前10時より旭小学校、以上について、文教科厚生常任委員で視察をしたいと思いますが、これに御異議はありませんでしょうか。

中川原豊志委員

異議はないんですが、もし旭小学校の現地施設に行けるのであれば、例えば、設計図とか工事内容とかを説明できる人っていうのはいるのか。

樋口伸一郎委員長

お答えをお願いします。

佐藤正己教育総務課長

私たちもある説明はできると思いますが、詳細な部分となると建設課の職員が可能か確認をさせていただいて、対応ができるようであればお願いしたいと思いますが、ある程度私たちがずっと入っておりますので、細かなところは説明できないですけど、こういう改造をしますとかっていうのは全部御説明ができるとは思っております。

樋口伸一郎委員長

担当課の範囲でいいですか。専門家が要りますか。

中川原豊志委員

担当課でいいです。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればお受けします。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 41 分散会

令和6年12月17日（火）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子

学校教育課長 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

現地視察

旭小学校校舎大規模改造工事箇所（村田町）

自由討議

議案審査

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

議案甲第41号工事請負契約の締結について

議案甲第42号工事請負契約の締結について

議案甲第43号工事請負契約の締結について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

旭小学校校舎大規模改造工事箇所（村田町）

至 午前11時10分

午前11時18分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。



自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、委員間で協議したいことがございましたら、御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

今回の付託議案の中に鳥栖小学校の外壁の補修の工事とか、また、旭小学校の大規模改造に伴う契約の議会承認とかあったので、これに関連してっていうわけじゃないんですが、一般質問等でもありました、鳥栖中学校の雨漏りの件について、このまま大規模改造まで待っておいていいのか。早急に対策を打つべきじゃないかなと思うんで、その件について自由討議として提案させてもらいたいなと思いますが、いかがですか。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

暫時休憩します。

午前11時19分休憩



午前11時24分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

今、中川原委員から、中学校の雨漏りの件につきまして先般からの一般質問等も含めて御意見がございました。

委員の皆様のお考えをお聞きしたところ、一定の合意が見られますので、委員会の結論としては、鳥栖中学校においては、現在行われている大規模改修とは別に、まずは早期に調査費等を要求していただいて、できればつけていただいて、大規模改修は現計画で行いながらですけど、鳥栖中学校はきちんと大規模改修を含めて、その雨漏りへの対処、早期の対処をしていただくように、ということで、意見の一致を見ましたので、この旨、要請という形で執行部にお伝えをさせていただきたいと思いますが、これについて皆様から御意見があればお受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その旨、執行部にお伝えをしたいと思います。

ほかに自由討議があれば御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時25分休憩



午前11時28分再開

樋口伸一郎委員長

再開させていただきます。



総 括

樋口伸一郎委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

委員会、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員会を通じてということでございますけれども、例えば、小学校の今後のプールの状況について検証をした中で、来年度以降の話が出た分とか、また、子どもの医療費の18歳までの延長という話というのが、委員会で協議をしながらやっていたことですが、委員会に状況報告がないまま、一般質問の中でそういった答弁を聞くというのは、委員会に対して、もう少し丁寧な説明が必要じゃなかったのかなと思うので、そういった対応については、今後もう少し委員会に丁寧な説明をした上での一般質問での回答とかいうことも検討していただきたいし、ぜひそういうふうにやっていただきたいと思うので一言、言わせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

先ほど、旭小学校を見せていただきまして、ありがとうございます。この委員会で学校施設をいろいろ視察させていただいて、老朽化しているのが結構、同時期に来ていて、今の旭小学校と今度の基里中学校、そして鳥栖小学校と鳥栖中学校という4校がやっぱりもう早急にやらなければいけないという状況で、ただ、大規模改造自体がやっぱり2校同時というか、重なる部分はあるけど、なかなか回せていない状況で、結果的に鳥栖小と鳥栖中は数年遅れるっていうことになっているという委員会での議論でした。ただ、それが果たして、今のこの鳥栖市のもちろん子供たち、「子ども真ん中」の政策として、果たして順番どおりでいいのか。委員会の中では調査費をつけて、早急に鳥栖中学校、鳥栖小学校の問題を本当に危険性がないのかとか、その躯体自体が大丈夫なのかという調査をしていただきたいというふうな形で、意見が出ていましたけど……。質問していいですか。

樋口伸一郎委員長

どうぞ。

西依義規委員

ぶっちゃけた話、本当に今のこの4校を改修していく最善のスケジュールというか、もうここまでやるっていうところをよかったら聞かしていただきたい。やっぱり3年3年、3年3年で、結局12年後じゃないといけないのか、それともこういう方法であれば前倒しができるかもしれないとか。今、鳥栖小と鳥栖中の状況が喫緊の課題だと思うんで、その辺を教えてくださいいただければと思いますが、いかがですか。

佐藤正己教育総務課長

大規模改造の部分ですけれど、現在、基里中学校まで順番が決まっているということで、今後の大規模改造工事の順番の計画とかを立てております。その中でやはり議員が御指摘されましたように、鳥栖小と鳥栖中が最初に来るっていうことは考えております。その中で、あと1つ考えられますのは、調査、それから設計、実際の工事という形になると、設計も1年半から2年程度かかっております。旭小も鳥栖小も鳥栖中もどうしても大規模な校舎ですので、旭小の設計とか、今の基里中の設計も1年ちょっとかかっている状況ですので、そういった部分を考えていくと、やっぱり早めに対応しなきゃいけないと思っておりますが、そういった設計の時間と、それから工事の期間というのはどうしても最大でも3年から4年、工事が終わるまでは5年ぐらいかかるのではないかなと思っております。どの時期から始めるのかっていうのは、内部協議をする必要はあるかと思っておりますけど。現在そういう形で計画を今、練っているところではございます。早めることが可能か、今後内部調整をする必要があるかなと思っております。

西依義規委員

というお話であれば、もし来年度調査をしていただいて、最短スケジュールでいくと、令和8年度に設計して、令和9年度の途中までかかって、令和9年度の終わりぐらいから改築工事を始めるのか。今、始めて令和10年度からになるというスケジュールでいいですか。もちろん最後は要請したいんですけど。その辺を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

旭小学校の設計からの例で、今、鳥栖小とかの限定でなくていきますと、例えば、来年度調査がかかって、その後設計で1年半ぐらいかかったとして、令和8年度設計として、令和9年度の途中で工事金額が分かりますので、そこで継続費を設定させていただいて、今回お願いした業者選定のような形になっていくと、工事が始まるのが、遅くても令和10年の1月と。令和9年度の1月、令和10年1月ぐらいとかが最短ではないのかと思っております。

旭小学校のスケジュールに合わせて、次を考えたときには、そういうふうになるのかなと思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

いいですか。

ほかに。

中川原豊志委員

西依委員の質問に関連になるんですが、先ほど自由討議をさせていただいた中で、大規模改造工事の順番を待っていていいのかというのが、鳥栖中学校の雨漏りがひどいと、一般質問等でもございましたし、我々も所管事務調査で現地視察して感じたことなんで、やっぱり「子ども真ん中」政策をされている今の市長の考えの中で、中学校の生徒をこのままずっと雨漏りする学校で、勉学をさせていいのかなと。早急にやっぱり対策を打つべきじゃないかという意見が出まして、できれば、まず鳥栖中学校の雨漏りに対する調査費を来年度、ぜひつけていただくよう要請したいというふうなところが出ておりました。これは最後、委員長にまとめていただきたいと思うんですが、自由討議の中で意見が出ましたんで、可能であれば、そういった対策、対応を願いたいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

田村弘子委員

雨漏りの調査費をつけていただきたいんですけども、雨漏り箇所を調べる調査費用とかではなく、もう学校の躯体だとか、雨漏りが長年続いている中で、中の鉄筋がどれだけどういうふうになっているのか、学校として、建物がどうなのかっていうところまでしっかりと調べていただけるような調査費用になることを私は願っております。

中学生は3年間あの校舎で過ごして行って、中学生がいなくなることはないです。もうずっと毎年毎年、新しい子が入っていき、卒業していくってことを繰り返していきますので、その中で、やはり工事なのか改修なのか新築なのか、この学校で校舎がずっと続いていくのかっていうところを、これを機に——やはり長年、雨漏りは鳥栖中学校で続いている状況があると聞いておりますので、これを機に雨漏りだけの一時的補修ではなく、鳥栖中学校の在り方を考えるような調査費用を私はつけていただきたいと思っております。

成富牧男委員

さっきの前倒しとか、少し重複してでもっていう趣旨のことを皆さんから言われていますけど、公共施設等管理計画、そういうやつもひよっとしたら制約になってくるかもしれませ

るので、そこら辺も含めて、今、言われたように、本来であれば、そういう公共施設の管理計画や長寿命化計画などをつくるときに、基本的には調査をされとったにもかかわらず、そういうことが出てきたということだと思ふんです。

ですから、鳥栖中学校に限らず、小中学校のほかのところも含めて、何らかの形の見直しや調査をやるべきじゃないかと申し上げておきます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

せっかくですので、この鳥栖中学校の雨漏りの件については、緒方委員からも一言、いかがでしょうか。

緒方俊之委員

子供たちのためにもぜひ早急な対応をしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

私からは今、各委員の様々な御意見をいただいたんですが、あらかじめ自由討議等を経て、具体的に意見の一致を見た部分だけ、できるだけ簡潔明瞭にお伝えをしたいと思ひます。

鳥栖中学校の雨漏りに関してですけど、まずは現計画、大規模改修等の順次計画があるかと存じます。この大規模改修工事の計画には影響を及ぼすことはなく、まずは早期対処ができるよう調査費等を別立てで要求をしていただきたいということが1点です。この雨漏りに関しては環境や危険性等も加味すると、調査によって出た結果によっては対処となる調査費を令和7年度の計上に向けて、まずはその思いを伝えていただきたいと。必要に応じて、大規模改修を進めながらも抜本的な改善につながるように御検討いただいて、できるだけ早期に形が出るようにしていただきたいということが各委員の意見の一致であります。

これを要望という形ではなく、要請という形で委員会総意としてお伝えをしておきたいと思ひます。

私が今、お伝えをした執行部に対する要請に対して、補足や御意見等があれば各委員からお受けいたします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上のとおり申し上げておきますので、よろしくお願ひ申し上げます。
ほかに総括はございませんか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、総括を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooo

採 決

樋口伸一郎委員長

これより、採決を行います。

oooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

樋口伸一郎委員長

初めに、議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第32号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、当文教厚生常任委員会付託分については原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第38号鳥栖市都市広場条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第41号工事請負契約の締結について

議案甲第42号工事請負契約の締結について

議案甲第43号工事請負契約の締結について

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第41号、第42号、第43号工事請負契約の締結について、以上3議案を一括して採決を行います。

3議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、3議案は原案のとおり可決いたしました。



樋口伸一郎委員長

以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことに決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋口 伸一郎

